

令和5年度スポーツDX促進事業(スポーツコンテンツの魅力向上に資する取組等に係る調査事業)報告書

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
2024年2月

目 次

第1	はじめに	5
1.	本調査の背景及び目的	5
2.	本調査の手法	5
第2	諸外国におけるスポーツファン拡大及びファンエンゲージメントに資する取組	8
1.	台湾・韓国におけるスポーツくじ	8
(1)	台湾	9
ア.	概要	9
イ.	売上推移	10
ウ.	法制化及び市場拡大の経緯	11
エ.	運営体制	13
オ.	売上配分	15
カ.	販売態様	16
	(ア) 商品設計	16
	(イ) 販売方法	18
	(ウ) リテイラーによる店舗販売	19
キ.	広告規制	20
ク.	依存症対策	20
ケ.	インテグリティ対策(不正対策)	20
	(ア) 法令上の対策等	20
	(イ) スポーツ団体による対策	21
コ.	成功・不成功の要因	24
(2)	韓国	24
ア.	概要	24
イ.	売上推移	25
ウ.	法制化及び市場拡大の経緯	27
エ.	運営体制	29
オ.	売上配分	31
カ.	販売態様	33
	(ア) 商品設計	33
	(イ) 販売方法	34
キ.	広告規制	35
ク.	依存症対策	36
	(ア) 韓国における依存症の実態	36
	(イ) NGCC	36

	(ウ) KPGA	37
	(エ) 総量規制	38
ケ.	インテグリティ対策(不正対策)	39
	(ア) 法令上の対策	39
	(イ) オペレーターやスポーツ団体による対策	40
コ.	成功・不成功の要因	41
2.	インテグリティ対策	41
(1)	総論	41
(2)	米国	43
ア.	MLB (Major League Baseball)	43
	(ア) ルール等	43
	(イ) 教育	44
	(ウ) 調査・モニタリング	45
	(エ) 誹謗中傷対策	45
イ.	NBA (National Basketball Association)	46
	(ア) ルール等	46
	(イ) 教育	46
	(ウ) 調査・モニタリング	46
	(エ) 誹謗中傷対策	47
(3)	英国	47
ア.	Premier League	47
	(ア) ルール等	47
	(イ) 教育	48
	(ウ) 調査・モニタリング	48
	(エ) 誹謗中傷対策	48
(4)	オーストラリア	49
ア.	概要	49
イ.	SIA (Sports Integrity Australia)設立の経緯	49
ウ.	SIA の概要	49
(5)	国際的な取組	50
ア.	スポーツ競技の不正操作に関する欧州評議会条約(マコリン条約)	50
	(ア) 条約の締結経緯	51
	(イ) 条約の内容	52
	(ウ) Group of Copenhagen	52
イ.	IOC (International Olympic Committee)	53
	(ア) 概要	53

	(イ) IOC 倫理規程	53
	(ウ) オリンピック・ムーブメント規程	54
	(エ) IBIS (Integrity Betting Intelligence System)	55
ウ.	IF	56
	(ア) FIFA (Fédération internationale de football association)	57
	(イ) FIBA (Fédération Internationale de Basketball)	58
	(ウ) WA (World Aquatics)	59
第3	海外における我が国スポーツコンテンツの魅力向上に資する取組	61
1.	総論	61
2.	PLMにおける放映権の海外販売	61
3.	Jリーグにおける放映権・肖像権の海外販売	62
	(1) 放映権の海外販売	62
	(2) 肖像権の海外販売	63
4.	Bリーグにおける放映権・肖像権の海外販売	64
	(1) 放映権の海外販売	64
	(2) 肖像権の海外販売	65
5.	今後の方向性	66

第1 はじめに

1. 本調査の背景及び目的

昨今、エンターテインメントの選択肢が拡大し、消費者獲得の競争下にあることを踏まえ、各スポーツにおいてより一層のコンテンツの魅力向上が重要となっている。

2001年に我が国で販売が開始されたスポーツ振興くじは、試合結果を予想する知的ゲームとくじを組み合わせたものであり、スポーツを「みる」楽しさやスポーツの価値を高めるとともに、スポーツ振興財源確保の手段として導入されたものである。近時は、競技の追加等により対象が拡大しているところであり、引き続きスポーツ振興のための財源確保の観点のみならず、「みる」スポーツへの関心をさらに喚起し、スポーツの魅力を上向きさせる観点からも、その役割が期待されている。

また、DXを活用した新たなサービス展開は、スポーツ観戦への関心を高め、新たな視聴者の獲得や視聴頻度の向上に繋がると考えられる。特に、少子高齢化が進む我が国においては、国内市場だけでなく海外市場も視野に入れて取組を進めることが重要である。

以上の状況を踏まえ、我が国におけるスポーツ振興くじの充実等による更なるスポーツコンテンツの魅力向上の検討に向けて、諸外国におけるスポーツファン拡大及びファンエンゲージメントに資する取組等について調査(以下「本調査」という。)を行った。具体的には、我が国のスポーツ振興くじと類似する取組に着目し、台湾及び韓国のスポーツくじについて調査を行った。また、スポーツの健全かつ公正な実施に向けて、台湾及び韓国でもインテグリティ対策が進められている状況にあることを踏まえ、米国、英国及びオーストラリア、その他国際的なスポーツ団体等が取り組むインテグリティ対策についても調査を行った。加えて、海外における我が国のスポーツコンテンツの魅力向上に資する取組に関して、海外販売の実績を有する主要な国内スポーツ団体等にヒアリングを実施し、各海外販売の取組内容について調査を行った。

2. 本調査の手法

本調査は西村あさひ法律事務所・外国法共同事業¹が受託し、ヒアリング調査の補助等を目的として、一般財団法人スポーツエコシステム推進協議会に対して、本調査に関する一部業務を再委託した。また本調査では、文献や先行研究、報道等の既存情報の調査に加え

¹ 本調査には、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の稲垣弘則、鈴木悠介、廣瀬香、小幡真之、服部啓、梅澤周平、堤直久、村松祐哉、内田治寿、田中大二郎、浅野佐英子、原田麟太郎、山崎優佑、及びスコット・アルパー(メリーランド州登録)の合計14名の弁護士が関与した。

て、以下に掲げる国内外のスポーツリーグ・チームその他のスポーツ団体、海外の法律事務所等に対するヒアリング等を実施し、これらの結果に基づいた分析・検討を行った²。

(台湾)

- ・ 教育部体育署(体育署)：台湾スポーツくじ所管官庁である教育部所属機構
- ・ 台湾運動彩券公司(Taiwan Sports Lottery Co. (TSLC))：台湾スポーツくじオペレーター
- ・ 中華職業棒球大聯盟(The Chinese Professional Baseball League (CPBL))：台湾プロ野球リーグ
- ・ Fubon Sports Entertainment Co., Ltd (Fubon)：Fubon Braves (台湾プロバスケットボールチーム)及び Fubon Guardians (台湾プロ野球チーム)の運営会社
- ・ P. LEAGUE+ (P Plus リーグ)：台湾プロバスケットボールリーグ
- ・ Taiwan Beer Leopards (Leopards)：台湾プロバスケットボールチーム(T1 リーグ³)
- ・ 恆業法律事務所(Lin & Partners)：台湾法律事務所

(韓国)

- ・ 国民体育振興公団(Korea Sports Promotion Foundation (KSPO))：韓国スポーツくじ所管官庁である文化体育観光部が管轄する特殊法人
- ・ sportstotokorea Co.,Ltd. (STK)：韓国スポーツくじオペレーター
- ・ 射幸産業統合監督委員会(National Gambling Control Commission (NGCC))：射幸産業の管理・監督を行う韓国公的機関
- ・ 韓国賭博問題予防治癒院(Korea Problem Gambling Agency (KPGA))：ギャンブル依存症等の対策を行う韓国公的機関
- ・ Korean Baseball Organization (KBO リーグ)：韓国プロ野球リーグ
- ・ 金・張法律事務所(Kim & Chang)：韓国法律事務所

(インテグリティ)

- ・ Major League Baseball (MLB)：米国プロ野球リーグ
- ・ National Basketball Association (NBA)：米国プロバスケットボールリーグ
- ・ The Football Association Premier League Limited (Premier League)：英国プロサッカーリーグ
- ・ Professional Footballer's Association (PFA)：英国プロサッカー選手会
- ・ Football DataCo Limited. (DataCo)：Premier League のデータ関連会社
- ・ Sports Integrity Australia (SIA)：インテグリティに係るオーストラリア政府組織

² 後記第 2 以下では、これらのヒアリング等を実施した先については特に定義等せず略称等を用いて記載する。

³ T1 LEAGUE を指す。

- International Olympic Committee (IOC) : 国際オリンピック委員会
- Fédération Internationale de Basketball (FIBA) : 国際バスケットボール連盟(IF⁴)
- Fédération Internationale de Football Association (FIFA) : 国際サッカー連盟(IF)
- World Aquatics (WA) : 世界水泳連盟 (IF)
- International Betting Integrity Association (IBIA) : インテグリティに係る国際業界団体
- International Tennis Integrity Agency (ITIA) : テニスの不正行為の監視等を行う国際第三者機関
- Genius Sports Limited (Genius Sports) : インテグリティサービス事業者⁵
- Sportradar Group AG (Sportradar) : インテグリティサービス事業者
- Stats Perform : インテグリティサービス事業者

(日本)

- パシフィックリーグマーケティング株式会社(PLM) : パ・リーグ(国内プロ野球リーグ)のマーケティング関連会社
- 公益社団法人日本プロサッカーリーグ(Jリーグ) : 国内プロサッカーリーグ
- 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(Bリーグ) : 国内プロバスケットボールリーグ

⁴ International Federation (国際競技連盟)を指す。

⁵ Genius Sports、Sportradar 及び Stats Perform は、スポーツ団体に対してインテグリティサービスを提供するとともに、スポーツ団体から各種データの取得・分析・提供に関するライセンスを受けて事業者に対して販売(サブライセンス)するデータプロバイダーとしてのサービスも提供している。

第2 諸外国におけるスポーツファン拡大及びファンエンゲージメントに資する取組

1. 台湾・韓国におけるスポーツくじ

台湾及び韓国におけるスポーツくじの概要は下表のとおりである。

	台湾	韓国	日本 (参考)			
所管	教育部体育署	文化体育観光部	文部科学省スポーツ庁			
目的	スポーツ振興、スポーツ人材の育成等支援、スポーツ国際交流支援、スポーツくじの健全な発行等、社会福祉の促進	スポーツ振興 ※ 当初は日韓W杯の財源確保が目的	スポーツ振興			
事業名	運動彩券	体育振興投票券	スポーツ振興投票			
事業開始	2008年5月	2001年10月	2001年3月			
年間売上	約592億NTD ≒約2,818億円(2023年)	約61,367億ウォン ≒約6,892億円(2023年)	約1,204億円(2023年度) ※ BIG(非予想系)：約1,089億円 ※ toto(予想系)：約84億円 ※ WINNER(予想系)：約30億円			
運営主体 (オペレーター)	TSLCコンソーシアム(民間) ⇒ 威剛科技(ADATA)が体育署からライセンスを取得 ⇒ ADATAは台湾運動彩券公司(TSLC)(民間JV)に運営委託 ※ ADATAは中国信託商業銀行にも資金移動等を委託	国民体育振興公団(KSPO)(法定) ⇒ Sports Toto Korea(STK)(民間JV)に運営委託 ※ STKはウイ銀行に払戻業務を再委託 ※ 第5期(2025年7月～)はKSPOの100%子会社が運営予定	日本スポーツ振興センター(JSC)(法定)			
対象種目	サッカー、バスケットボール、野球、バレーボール、ゴルフ、eスポーツ 他全26種 ※ 商品設計の内容はTSLCが検討し、毎年、発行計画として教育部の審査・承認を経て決定	サッカー、バスケットボール、野球、バレーボール、ゴルフ(法定) ※ シルム(韓国相撲)も対象だが、本調査実施時点で販売実績なし ※ その他文化体育観光部長官が指定する種目も対象となるが、本調査実施時点で指定なし	サッカー、バスケットボール(法定) ※ バスケットボールはWINNERのみ販売			
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 売上の約97%は海外スポーツ関連(サッカー、バスケットボール、野球の順) ● 店舗のリテラーは元アスリートが優先的に採用される仕組みを導入(法定) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 売上の総量規制(法定)を設定し、依存症対策等の専門機関(NGCC・KPGA)が存在する(法定)など、依存症対策を重視 	-			
	台湾	韓国		日本 (参考)		
くじ名称/ 種類	台湾運彩 (予想系)	toto (予想系) ※ シェア約8% (2021年)	proto (予想系) ※ シェア約92% (2021年)	BIG (非予想系) ※ シェア約90% (2023年度)	toto (予想系) ※ シェア約7% (2023年度)	WINNER (予想系) ※ シェア約3% (2023年度)
払戻方式	固定オッズ	変動オッズ (法定)	固定オッズ (法定)	変動オッズ (法定)	変動オッズ (法定)	変動オッズ (法定)
払戻率	78% ※ 法令上は78%以下	50% (法定)	50～70% (法定) ※ 年間平均約60%	50% (法定)	50% (法定)	50% (法定)
売上配分 (払戻金以外)	<ul style="list-style-type: none"> ① スポーツ発展基金： 店舗10%・オンライン12%(法定) ② 運営費(収益含む)： 店舗12%・オンライン10%(法定) ※ ①の用途は、体育・スポーツの発展促進、体育・スポーツの精鋭人材育成、スポーツくじ発行目的に関わる業務遂行(法定) ※ ②から、リテラーへの配分(店舗6.25%・オンライン5.0%)・準備金(0.5%)に充当(法定)。残りがオペレーター収益 	(2023年(払戻金は63.3%)) ① 国民体育振興基金：30.4% ② 運営費(収益含む)：6.3% ※ ①の用途は国民体育振興のための研究・開発・普及事業、国民体育施設の拡充のための支援事業、選手・スポーツ指導者の育成事業等(法定) ※ ①のうち、GGYの0.35%に相当する金額は「ギャンブル依存症予防・治療負担金」としてNGCCに納付(法定) ※ ②は法令上は10%以内(法定) ※ ②からリテラーへの配分(5.3%)に充当。残り(1%)がオペレーター収益		① 特定金額(国際大会の招致・開催に特に必要なスポーツ施設の整備等) ② スポーツ振興投票の対象試合の安定開催のためのクラブ・リーグ等への支援金 ③ 運営費(収益除く) ④ オペレーター収益 ※ ③につき、毎事業年度の発売金額の総額について、2,000億円以下の金額に15%、2,000億円を超える金額に10%を乗じた金額の合計額。また、発売金額の総額が2,000億円に達しない事業年度は、発売金額の総額に50%を乗じた金額と、発売金額の総額に11%を乗じた金額に150億円を加えた金額のいずれか少ない金額(法定) ※ ④のうち、2/3はスポーツ振興のための助成、1/3は国庫納付(法定)		
オンライン販売比率	約40%(2023年)	約13.5%(2023年)		約83.3%(2022年度)		

	台湾	韓国	日本(参考)
商品の種類	50種類 (インプレイの商品あり)	toto: 18種類 proto: 2種類 (インプレイの商品なし)	BIG(非予想系): 5種類 toto(予想系): 4種類 WINNER(予想系): 2種類 (インプレイの商品なし)
年開催数	10万回以上	1,200回次	(2022年度) BIG/toto: 66回 WINNER(1試合予想): 55回 WINNER(競技会予想): 4回
広告規制	オペレーターによるスポーツくじの広告又は販促活動に関して、 ①未成年者にその購買又は賞金交換を勧誘してはならない ②児童の心身の健康を害してはならない ③高校以下の学校の入口から半径100mにおいて行ってはならない(法定)	● スポーツくじ事業を含む射幸事業について、過度に射幸心を煽るような広告・宣伝行為がなされないよう、NGCCが、現場を確認し、指導・監督を行う(法定) ● また、射幸事業者に対する、①広告・宣伝媒体の利用時間の制限、②事業所内外における広告・宣伝内容の制限等あり(法定)	法令上、オペレーター自体を対象とした広告規制はなし ※ 但し、文部科学大臣は、スポーツ振興投票の実施が児童、生徒等の教育に重大な悪影響を及ぼしていると認めるときは、JSCに対し、スポーツ振興投票の実施の停止を命ずることができる(法定)
備考	● (スポーツ振興や依存症予防という観点に加えて)台湾国外で合法的に事業を行うことを認められたスポーツベッティング事業者等が設定する払戻率(約90~95%)も踏まえてスポーツくじの払戻率を決定	● ルウエー、フィンランド及びデンマークを中心とした欧州の国々が採用している払戻率や、韓国国内の競馬、競艇及び競輪の払戻率(約72%)を参考にprotoの払戻率を決定	-

(1) 台湾

ア. 概要

台湾では、1995年に公益彩券発行條例(以下「公益くじ法」という。)が制定され、同法に基づき公益くじ事業が開始された。その後、民主化後の体育行政が本格化する中で、1999年には同法が改正され、台湾で国際的な競技大会を開催するための財源の確保等を目的に、特別公益くじの一種としてスポーツくじが追加され、2008年より同法に基づくスポーツくじ事業が開始された。2010年には、①スポーツ振興、②スポーツ人材の発掘、育成及びケアのための資金を調達すること、③スポーツ国際交流を支援すること、④スポーツくじの健全な発行、管理及び剰余金の運用を行うこと、並びに、⑤社会福祉を促進することを目的として、スポーツくじに関する単独の法律となる運動彩券発行條例(以下「台湾スポーツくじ法」という。)が制定され、2014年より同法に基づくスポーツくじ事業が開始された。

台湾スポーツくじ法上、スポーツくじの運営を行う主体(以下「オペレーター」という。)は、教育部よりライセンスを付与されることとされている(同法4条1項)。また、コンソシアム型の運用が行われており、本調査実施時点では、威剛科技(ADATA)⁶がライセンスを受けているが、オペレーターとしての運営自体は、ADATAからジョイントベンチャーであるTSLCに対して委託され、資金移動等については、ADATAから中国信託商業銀行に対して委託されている。

⁶ 主にDRAM及びNAND型フラッシュメモリ等のコンピューターの部品(メモリ)及び周辺機器を取り扱う台湾の企業である。

台湾のスポーツくじは、オンライン販売やインプレイ⁷の商品を積極的に取り入れているほか、払戻率は78%に設定されている。関係者に対するヒアリングによれば、払戻率は諸要素を総合考慮の上で設定されたが、台湾の規制は及ばない他国で現地当局から合法的に事業を行うことを認められたスポーツベッティング事業者等が設定する払戻率(約90～95%)も一つの要素として考慮されたとのことである。

イ. 売上推移

台湾におけるスポーツくじの市場規模は、前記7.の運営方法及び払戻率、オンライン販売やインプレイの商品の積極的導入に加えて、対象種目や対象試合数を増加したこと等により、事業の開始以降、順調に拡大を続けており、2023年の年間売上高は、約592億NTD(約2,818億円)に上っている。これは、日本との人口比で換算すると年間約1.5兆円を超える市場が形成されているといえる。なお、TSLCによれば、台湾人口(約2,340万人)の9～10%がスポーツくじを購入したことがあるとのことである。また、2024年1月に開始された第3期では、対象種目を16種から26種に拡大したほか、TSLCは、Intralot⁸に代わり、Sportradarに対してデータ・システムプロバイダーとしての業務を再委託し、より多くのスポーツデータの提供等を受けることで、対象試合数を年間10万以上に拡大しており、今後も更なる市場規模の拡大が見込まれている。

第1期(2008年5月～)からの年間売上推移は図1のとおりである。特に2022年度は、サッカーのカタールワールドカップにより売上が大きく伸びたと考えられている。また、オンライン販売が順調に伸びているが、TSLCによれば、後記カ.(イ)のとおり、スマートデバイスの普及がこれに寄与しているとのことである。

⁷ 試合の進行中に、その後の試合展開や選手のプレイ結果等をリアルタイムで予想・予測し、その内容をくじの対象とする形式を指す。

⁸ ゲームコンテンツ等を提供するギリシャの企業である。

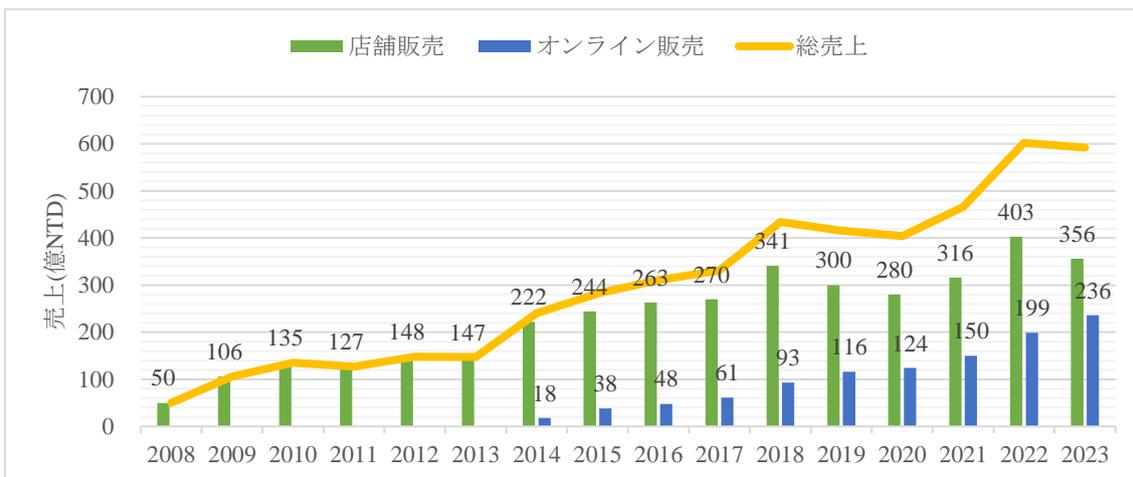


図1 年間売上推移

ウ. 法制化及び市場拡大の経緯

台湾のスポーツくじの法制化及び市場拡大に関する主な経緯は、下表のとおりである。

年月	出来事
1995年7月	公益くじ法が成立。
1999年6月	公益くじ法が改正され、「特別公益くじ」としてスポーツくじが追加される。
2002年1月	体育委員会がスポーツくじの収益をスポーツ振興に充てる方針を示す。
2004年4月～ 2006年12月	体育委員会を中心に、関係部署がスポーツくじの事業開始に向けて準備。
2007年5月	スポーツくじのオペレーターの入札が行われる。
2008年5月	台北富邦商業銀行(Fubon Bank)コンソーシアム ⁹ により、特別公益くじの一種としてスポーツくじ第1期開始(～2013年12月)。
2009年6月	スポーツくじ単独の根拠法として、台湾スポーツくじ法案を行政院が決定。
2010年1月	台湾スポーツくじ法が成立。
2013年1月	体育委員会と教育部体育司が統合され、教育部所属機構(外局)の体育署となる。スポーツくじの所管は体育署に移管され、台湾スポーツくじ法に基づくスポーツくじ第2期に向けて運用開始。

⁹ Fubon Bank を中心に複数の民間事業者がコンソーシアムを組んで運営を行っていた。具体的には、Fubon Bank がライセンスを受けるとともに、オペレーターとしての運営も行っていたが、Gtech 等の他の民間事業者も運営に関与していた。

2014年1月	TSLC コンソーシアム ¹⁰ により、スポーツくじ第2期開始(～2023年12月)。オンライン販売及び「インゲームくじ」(いわゆるインプレイの商品)の販売を開始。
2024年1月	TSLC コンソーシアムにより、スポーツくじ第3期開始(～2033年12月)。対象種目を16種から26種に拡大。TSLC はデータ・システムプロバイダーとしての業務を Intralot に代えて Sportradar に再委託。

前記7.のとおり、台湾では、1995年に公営くじ法が制定され、同法に基づき公益くじ事業が開始された。その後、民主化後の体育行政が本格化する中で、1999年には同法が改正され、台湾で国際的な競技大会を開催するための財源の確保等を目的に、特別公益くじの一種としてスポーツくじが追加された。もっとも、この時点では、同法の目的にスポーツ振興が掲げられていなかったため、体育委員会は、2002年に、以後スポーツくじの収益を広くスポーツ振興に活用する旨を示した。その後、2004年から2006年にかけて、体育委員会等においてスポーツくじの導入に向けた準備が進められ、2008年5月より、第1期として Fubon Bank コンソーシアムが運営する形で、スポーツくじ事業が開始された。なお、事業開始直前の2007年から2008年にかけて、台湾プロ野球の選手が関与した八百長事件が相次ぎ、社会問題化したことにより、リーグ・球団の健全化への対策が一層求められることとなった。そこで、体育委員会から Fubon Bank に対して、台湾のプロ野球リーグである CPBL をスポーツくじの対象に含めてほしい旨の打診があり、これを受けて、2009年3月から CPBL もスポーツくじの対象に加わった。これは、CPBL をスポーツくじの対象とすることにより、試合に注目が集まれば不審な動きが発覚しやすくなり八百長の防止に繋がることや、公的な制度の下でスポーツくじを発売することにより、野球に取り憑いた不正のイメージを払拭する意図があったと考えられている。CPBL によれば、上記の八百長事件の経緯等から、CPBL の試合のみを対象とするスポーツくじは、プレーオフ等での試合に限られており、シーズン中の試合については MLB 等と組み合わせたスポーツくじしか販売されていないとのことである。

第1期当時、スポーツくじ事業は特別公益くじの一種であり、公益くじ事業から派生した類型として位置づけられていたため、公益くじと同様に、ライセンス先は銀行である必要があった(公益くじ管理弁法 17 条)。しかしながら、TSLC によれば、銀行はスポーツくじを運用するにはガバナンスが脆弱で、リスクテイク型の積極的な事業展開も難しいこと等から、事業が十分に展開されなかったとのことである。

前記の状況に鑑みて、スポーツくじに関する単独の法律として、2010年、①スポーツ振興、②スポーツ人材の発掘、育成及びケアのための資金を調達すること、③スポーツ国際

¹⁰ TSLC を中心に複数の民間事業者がコンソーシアムを組んで運営を行う。具体的には、第2期開始時点で、ADATA がライセンスを受け、オペレーターとしての運営自体は TSLC、資金移動等は中国信託商業銀行に委託していた。また、第2期当時、TSLC は、Intralot 及び各リテイラーに対して事業の一部を再委託していた。

交流を支援すること、④スポーツくじの健全な発行、管理及び剰余金の運用を行うこと、並びに、⑤社会福祉を促進することを目的とする台湾スポーツくじ法が制定され(同法1条)、2014年より同法に基づくスポーツくじ事業が開始された。同法では、前記のとおり、銀行では事業が十分に展開されなかった経緯を踏まえ、公益くじ法のような業種規制は設けず、業種を問わずライセンスを受けることが可能とされている。

なお、TSLCによれば、スポーツくじ導入前から台湾国内で違法とされるスポーツを対象とした賭け行為によって形成される市場(以下「台湾違法市場」という。)が存在していたとのことである。この点について、体育署によれば、スポーツくじの合法化の背景には、そのような台湾違法市場の拡大を抑制することも含まれていたとのことである。また、TSLCによれば、スポーツくじが安心して利用できて魅力的であることは、台湾違法市場を縮小させる面があるところ、スポーツくじの魅力向上という観点からは、特に払戻率の設定と固定オッズの導入が重要な要素となるとのことである。

エ. 運営体制

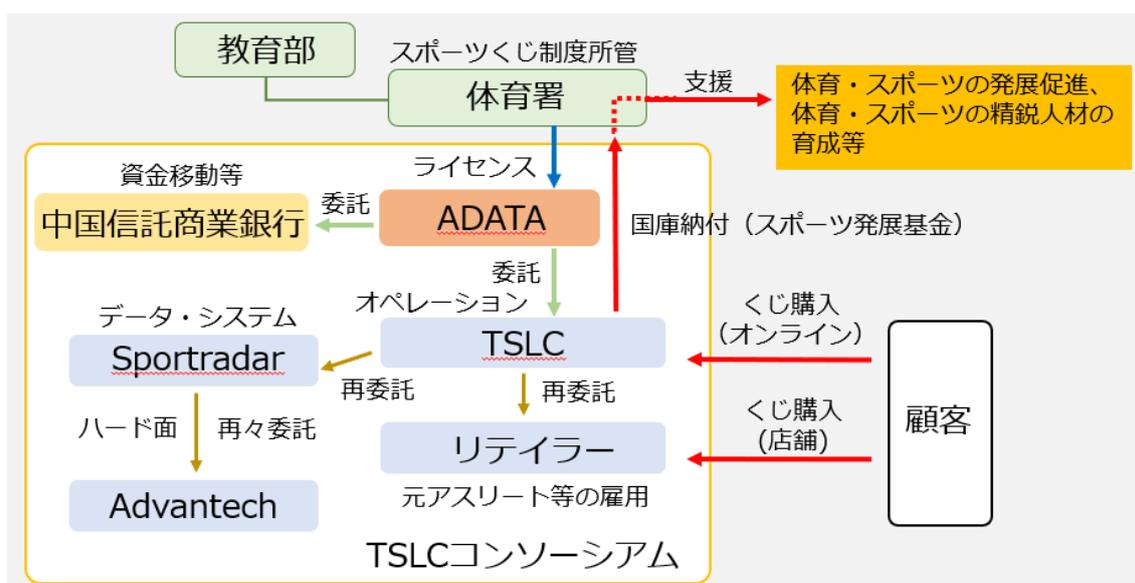


図2 台湾のスポーツくじの全体像

台湾スポーツくじ法上、スポーツくじの運営は、政府設立組織又は公募選定事業者が取り扱うことができ(台湾スポーツくじ法4条1項)、体育署に設置された選定委員会が、スポーツくじの特殊性及び専門性を考慮の上でライセンス先を選定している。法令上は、政府設立組織又は公募選定事業者のいずれもライセンスを受けることができるものの、体育署によれば、政府設立組織の場合、リソースの関係で、巨大かつ多様なスポーツ産業を取り扱う十分な体制を確保できない等の背景があり、これまで民間事業者が公募選定事業者として選定されているとのことである。公募選定事業者の選定にあたっては、スポーツくじの安定的な運営を図る観点から、①台湾会社法に基づき台湾において設立された株式会

社(股份有限公司)の形態をとり、かつ、台湾の自然人又は法人による直接の持株比率が発行済株式総数の過半数であること、②払込済資本額 20 億 NTD (約 958 億円)以上であり、かつ、直近 1 期の会計士による監査済会計報告において純資産が 20 億 NTD (約 958 億円)以上であること、③受託協力事業者の協力同意書等を取得していること、④オペレーター事業を受託し運営できる事業者を設置・経営することができることといった条件が設けられている(但し、一定以上の事業規模を有する場合、③同意書等の提出が免除される¹¹)。なお、前記7.のとおり、台湾のスポーツくじの運営は、コンソーシアム型でなされているものの、台湾スポーツくじ法上はそのような条件は設けられておらず、事実上、コンソーシアムによる運用体制が選択されているに留まる。

また、台湾スポーツくじ法上、マルチライセンス制度が禁止されているわけではないものの、入札の手続においては、評価の最も高い 1 社を選定する旨が定められていることから、事実上、ライセンス先は 1 社に限定されている。

なお、体育署によれば、かつて、欧米の類似制度を参考にマルチライセンス制度を導入し、複数の事業者が魅力あるスポーツくじ商品の開発・販売を競い合う状況を整えることについて国会議員を含めて検討・議論されたものの、台湾におけるスポーツ産業の市場規模が小さいこと等を理由に、導入が見送られたとのことである。

期別で見ると、第 1 期(2008 年 5 月 2 日～2013 年 12 月 31 日)、第 2 期(2014 年 1 月 1 日～2023 年 12 月 31 日)を経て、本調査実施時点では第 3 期(2024 年 1 月 1 日～2033 年 12 月 31 日)が運営されている。第 1 期では、Fubon Bank がライセンスを受けてオペレーターを務めた。第 2 期及び第 3 期では、ADATA がライセンスを受け、ADATA から委託を受けて TSLC がオペレーターを務めている。また、ADATA は、資金移動等に関しては、公益くじの時代から実績を有している中国信託商業銀行に対して委託を行っている。なお、TSLC はスポーツくじの事業に特化した団体であり、本調査実施時点(第 3 期)では、主要な株主として、ADATA が約 51%、銓緯投資が約 44.5%を保有しているジョイントベンチャーである。

また、TSLC は、Sportradar 及び各リテイラーに対して事業を再委託している。第 3 期において、データ・システムプロバイダーが従前の Intralot から Sportradar に変更された。TSLC によれば、第 2 期当時に委託していた Intralot が一部業務を Sportradar に対して再々委託していたことが判明したことから、スポーツデータの提供及びシステム・機械設備の一括提供(リテイラーの設備を含む。)を TSLC から Sportradar に対して直接再委託する形に切り替えたとのことである。TSLC によれば、その結果、より多くのスポーツデータの提供等

¹¹ 第 3 届運動彩券發行機構遴選公告の申請擔任運動彩券發行機構基本條件に記載がある。同公告の別紙 5「第 3 届運動彩券發行機構遴選評分項目表」によれば、評価項目は、(一)財務健全性(10%)、(二)發行業務にかかる運営及び管理能力(25%)、(三)チームの実績と組織計画(20%)、(四)販売目標及び財務計画(20%)、(五)情報通信セキュリティと個人情報保護計画(15%)、(六)リテイラーの選定計画、監督管理及び指導保障計画(10%)とされている。

を受けることで対象試合数を増加させることが可能となったとのことである。なお、Sport radar は、ハードウェア面は研華(Advantech)¹²に再々委託している。

なお、ライセンサーが破産して払戻ができなくなるような事態を想定した利用者保護策として、ライセンサーには、一定の保証金(入札時に 5,000 万 NTD (約 2 億 3,550 万円)、選定された場合はさらに 10 億 NTD (約 47 億円)を納めなければ資格を失う。)が課されている。

わ. 売上配分

スポーツくじの売上配分は、台湾スポーツくじ法等により、①当選払戻金 78%、②オペレーター利益を含む運営費 12%、③国庫納付 10%(オンライン販売時は、②運営費 10%、③国庫納付 12%)とされている。第 3 期以降は運営費の内訳が店舗販売とオンライン販売で異なる。具体的には、店舗販売の場合、②運営費 12%のうち、6.25%がリテイラー、0.5%が準備金、5.25%が TSLC に充てられる。オンライン販売の場合、②運営費 10%のうち、5.0%がリテイラー¹³、0.5%が準備金、4.5%が TSLC に充てられる。スポーツ団体に対する直接のレベニューシェアはない。なお、台湾スポーツくじ法 4 条 3 項では、事業計画書記載の収入計画を達成できなかった場合には、オペレーターが国庫納付金の不足額を補填する必要があり、第 1 期には、収入計画どおりの収入が得られず、実際にオペレーターにより補填された。

当選払戻金の払戻率については、法令上、78%以下と定められているところ、オペレーターによる運用上は 78%に固定されている。本調査実施時点の払戻率の上限 78%は、2009 年の台湾スポーツくじ法の立法時において与野党協議を通じて設定されたものであるが、関係者に対するヒアリングによれば、立法当時、払戻率が高くなると依存症のリスクも生じるのではないかという懸念もある一方で、台湾の規制は及ばない他国で現地当局から合法的に事業を行うことを認められたスポーツベッティング事業者等が高い払戻率(約 90~95%)を設定していることも踏まえつつ、各要素を総合考慮した結果、払戻率の上限を台湾スポーツくじ法制定前の 75%から 78%に引き上げるようになったとのことである。なお、TSLC によれば、台湾違法市場の拡大に対抗する観点からは払戻率 78%が限界値であり、78%を下回る払戻率では商品として魅力が低下し、現在の市場を維持できなくなると考えているとのことである。

¹² 主に組込み用マザーボード及びシステム、並びに産業用コンピューター等を取り扱う台湾の企業である。

¹³ その他、リテイラーへの補助として、貯蓄保険、損害保険等の店舗の経営に関わる保険について、TSLC が一部を負担している。10 年の期間積立保険であり、支出した金額よりも大きい金額が還元される。

2023年の国庫納付金額は約 60 億 NTD (約 285 億円)である。国庫納付金は、全てスポーツ発展基金として納められる¹⁴。スポーツ発展基金は、運動発展基金收支保管及運用弁法 4 条により、(i)体育・スポーツ人材の育成、スポーツ・トレーニングの環境改善の指導、スポーツ産業の環境の健全化を図り、体育・スポーツの発展を促進すること、(ii)大型の国際的な体育・スポーツ交流イベント及び国家のスポーツトレーニングセンターを通じて体育・スポーツの精鋭人材を育成すること、並びに、(iii)スポーツくじの発行の目的に関わる業務を遂行することに用いられる旨が規定されている¹⁵。なお、TSLC は、スポーツくじの対象となっているリーグ等への直接の分配は行っていない。

カ. 販売態様

(7) 商品設計

台湾スポーツくじ法上、オペレーターが、スポーツくじの発行、販売、マーケティング、試合の過程及びその結果の公表、賞の交換、管理その他の関連事項を取り扱う(同法3条)。商品設計はオペレーターが行い、教育部は直接関わらないものの、当該商品設計の内容は、毎年翌年度の発行計画として教育部の審査・承認を経る必要がある(同法12条)^{16 17}。

TSLC によれば、商品設計においては、①市場性(マーケットがあり、消費者にとって魅力があること。)、専門性(プロアスリート等極めてレベルの高い選手が出場するスポーツであること。)、国際性(国際的なスポーツであること。)のほか、②正確な情報を十分に確保することができ、技術的に公正に設計・販売可能であること、③政府のスポーツ政策と

¹⁴ 体育経費の運用は、体育署における各業務課がその職掌に従い、業務のニーズに応じて必要な予算を計上しているところ、スポーツ発展基金は予算的な性質を有することから、予算法の関連規定に則って取り扱う必要があるとされる。

¹⁵ 台湾スポーツくじ法 8 条は、「スポーツくじの収益は、主務官庁に対してその体育・スポーツの発展の使途のために全数を供しなればならず、…(中略)…主務官庁は前項の作業を取り扱うにあたり、年度予算に応じてスポーツ発展基金を設置することができる」と規定しており、スポーツくじの収益は全数がスポーツ発展基金に充当されている(ここでいう「収益」はオペレーター等への分配後の額を指していると理解される。)。

¹⁶ 台湾スポーツくじ法 7 条 2 項によれば、承認を受けた発行計画に修正が必要な場合、オペレーターは理由を付した修正案を提出し、教育部の承認を受けた上で、修正案に基づく取扱いをすることができる。

¹⁷ 具体的には、台湾スポーツくじ法 5 条に基づき定められた運動彩券管理弁法(以下「**スポーツくじ管理弁法**」という。) 7 条 2 項において、①発行事業者(オペレーター)の名称、受託委託事業者の名称及び委託事項と期限、②スポーツくじの対象となるスポーツイベント及びくじの規則、③スポーツくじの名称、価格及び発行期間、④販売方法、販路及び販促戦略、⑤予定する発行額と収益、⑥当選金の構造及び発表方法、⑦予定する当選金支出、販売管理費用及びその計算方法、⑧スポーツイベントの公告、作業フロー、監督措置及びスポーツイベントの過程とその結果の公表方法、⑨当選金交換の方法及び手続、⑩対象となるスポーツイベントの安全管理事項、⑪対象となるスポーツイベントの異動状況の処理措置、⑫スポーツくじの発行にあたり起こり得る問題の予防及び発行停止の際の事後処理措置、⑬スポーツくじの従業員による購入又は譲受にかかる内部管理規程、⑭その他主務機関が指定する事項を発行計画に含めることとされている。

の整合性(例えば、台湾代表を応援するためにオリンピックに合わせた商品を開発すること等。)といった観点で考慮されているとのことである。さらに、TSLC によれば、スポーツくじのマーケティング上は、(a)当選できること、(b)楽しいこと、(c)公益性があることといった観点を重視しているところ、特に、(b)楽しいことに力点を置いており、例えば、「買運彩、看比賽、更精彩(スポーツくじを買ってスポーツを見るときはもっと楽しい)」(mai yun cai, kan bi sai, geng jing cai で韻を踏んでいる。)というスローガンを掲げているとのことである¹⁸。

第 2 期の対象となったスポーツ種目は、サッカー、バスケットボール、野球等の主要な競技種目のほか、eスポーツ等も含む 16 種であり、台湾国内に限らず、Premier League を始めとするヨーロッパの各サッカーリーグのほか、NBA、MLB、日本のプロ野球、J リーグ等の海外のプロリーグの試合も含まれ、対象試合数は年間 55,000 以上であった。売上の約 97%は台湾以外のスポーツを対象としたスポーツくじであり、2023 年の年間売上高約 592 億 NTD (約 2,818 億円)の種目別の売上は、サッカーが 37%、バスケットボールが 24%、野球が 23%、テニスが 11%、eスポーツが 2%、その他が 3%であった。

第 3 期は、対象となるスポーツ種目が 26 種に拡大しており、また、Sportradar に対してデータ・システムプロバイダーとしての業務を直接再委託した結果、より多くのスポーツデータの提供等を受けることができるようになり、対象試合数が年間 10 万以上に増加している。

スポーツくじの商品の種類は多様化しており、購入できる種類は合計 50 種類である。特に、設定した数字より大きいか小さいかを比較する種類のゲーム(「大小」と称されるもので、例えば、試合の合計得点が設定された数字より大きいか小さいかを予想する。)が人気を集め、全体の 42%を占める。また、試合経過や試合中の事象を対象とする「インゲームくじ」(いわゆるインプレイを対象とするもので、例えば、バスケットボールの試合で第 1 クォーターでの合計得点を予想する。)の販売数も増加傾向にある。なお、TSLC によれば、インゲームくじは、台湾スポーツくじ法上は同法の制定当初から禁止されていなかったが、前記のとおり、第 2 期以降、リスクテイク型の積極的な事業展開ができるように銀行以外に対するライセンスが可能となったことから、2014 年以降になって販売を開始したとのことである。

また、当選金の払戻方法については、変動オッズ(パリミチュエル方式)ではなく固定オッズが採用されている¹⁹。

¹⁸ 大きなスポーツ大会に合わせて、スポーツくじの当選金額以外にも抽選で豪華なプレゼントが当たるようなキャンペーンも開催されている。

¹⁹ 変動オッズ及び固定オッズは、スポーツくじの購入者への配当倍率(オッズ)を決める方法の一つである。変動オッズとは、主催者が購入金額全体のうち所定割合を控除した後に投票率に応じて配当倍率を決定し、当選者に配分する方式である。他方で、固定オッズとは、くじを購入する時点で、予め配当倍率が確定しており、当該配当倍率に応じて当選者が払戻金を受け取る方式である。台湾のスポーツくじにおいては、法令上での定めは見当たらないが、TSLC の掲載するスポーツくじ規範 19 条において、固定オッズとする旨記載されている。

(イ) 販売方法

スポーツくじは、大きく分けて、リテラーが運営する店舗とオンラインで販売されている。ここでいうリテラーとはスポーツくじを販売する店舗の店舗代表者を指す。店舗の場合、公益くじとの共同店舗も存在し、また、店内のモニターで試合を観戦しながらスポーツくじを購入することも可能となっている。リテラーの中には TSLC 直営の店舗も存在するものの、基本的にはフランチャイズ制が採用されており、コンビニエンスストア、スポーツバー、レストランでも販売が可能である。営業時間は、店舗販売及びオンライン販売のいずれも、月曜から金曜の 10～20 時がコアタイムとされ、それ以外は任意であり、例えば、夜に大会がある場合等はリテラーの判断で開店する例もある。また、第 3 期の 2024 年からは 24 時間無休営業をすることができるようになった。店舗で使うポスター等の素材は TSLC が提供するほか、リテラー自身でもポスター、チラシ等を作成している。

オンラインでの販売は、スマートデバイスの普及に伴い増加傾向にあり、2023 年時点でのオンライン販売比率は約 40%となっている。他方、前記のとおり、オンライン売上の一部はリテラーにも割り振られており、また、オンラインの利用者が、特定のリテラーを任意で登録すると、当該リテラーに若干の分配が加算される制度がある。

購入者は、購入金額を、1 枚当たり、店舗(マークシート式)においては、10、20、40、50、100、200、400、500、1,000、2,000、4,000、5,000、10,000、20,000、40,000、50,000 (いずれも NTD)から選択することができ(例えば、200 と 50 を選んで 250 とすることも可能である。)、オンラインでは 10 から 10,000 (いずれも NTD)までの金額を選択できる。スポーツくじの購入は一度に最大 100,000NTD (約 480 万円)が上限であるが、繰り返しの購入は制限されていない。一度での購入上限を設定することにより、さらに購入したい購入者に対して再検討の機会が与えられている。

スポーツくじの購入は、成人以上に認められている²⁰。オンラインで購入する際には、①台湾の銀行における本人名義の口座、②国民身分証明書番号に紐付けられたモバイル ID を本人名義としている端末(PC・タブレット・スマートフォン)の登録が必要となる。現金のほか、電信送金(ネット振込)や第三者型の支払手段(電子マネー、アプリ決済等)による購入も可能であるが、台湾スポーツくじ法に基づき制定された規則により、オンライン販売による購入時には利用口座には十分な資金が必要とされ、クレジットカード等による与信枠の利用は禁止されているほか、リテラーは割引の提供が禁止されている。海外からのオンライン購入は規制されていないものの、上記のとおり、台湾の銀行における口座の登録が必要という事実上の制限がある。

なお、CPBL によれば、同リーグが主催するイベントや試合等において、スポーツくじの宣伝に協力する現場プロモーションを行っているとのことである。

²⁰ 2023 年 1 月より成人年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられた。

(ウ) リテイラーによる店舗販売

リテイラーとは、前記(イ)のとおり、スポーツくじを販売する店舗の店舗代表者を指す。1店舗あたり、リテイラーを含めて平均2~3名の従業員がいる。リテイラーは期ごとに募集される場所、第2期開始時には障害者や元アスリートを中心に約1,600人のリテイラーが存在していた。第3期からは、元アスリートの保護を優先する目的で、新たに元アスリートの採用プランが設けられ、①申請者が特優、優秀又は一定レベルのパラスポーツ選手である場合、申請があれば原則として即時にリテイラーとして採用される取扱いとなった²¹。また、②(①には該当しないものの)一定の基準に該当する元アスリートについては、リテイラーとして採用される人数枠が設けられた²²。他方、障害者については、(公益くじを含めて)従前より店舗経営していることが採用条件に追加されたため、実質的にスポーツくじへの新規参入が制限されることとなった。本調査実施時点では、約2,600人のリテイラーが存在し、そのうち78%を元アスリートが占めている。なお、リテイラーの資格は10年(期)ごとに審査を受ける。

TSLCは、人口密度を踏まえて一つの行政区に何店舗設置するかを決めている。リテイラーは、TSLCの設けたルール上、自分の戸籍があるところにしか店舗を設置できないほか、大通りからの距離制限や、機械を設置できる場所とするなどの制約が課されている²³。なお、何らかの理由で営業ができなくなったリテイラーが市場から退場すると、補欠採用となっていたリテイラーが繰り上げで資格を得て営業できる。また、TSLCが定める第三屆運動彩券経銷商遴選及管理要點(第3期スポーツくじリテイラー選定及び管理要點)³¹条によれば、「12か月のうち累計3か月の売上が基準を満たさず、かつ当該地区の下位10%であった場合は、TSLCが指導をすることができ、また、12か月のうち累計6か月の売上が基準を満たさず、かつ当該地区の下位10%であった場合は、リテイラー資格を撤回することができ、その場合には補欠者が引き継ぐ」旨が規定されている。

²¹ 第三屆運動彩券経銷商遴選及管理要點2条(四)参照。元アスリートの成績が、(1)オリンピック大会の場合、陸上・水泳・体操の12位までか、他の競技種目の8位まで、(2)アジア大会の場合、陸上・水泳・体操の3位までか、他の競技種目の1位、(3)オリンピック正式競技種目の世界選手権の場合、3位まで、(4)オリンピック正式競技種目のアジア選手権の場合、1位、(5)ユニバーシアード大会の場合、陸上・水泳・体操の3位までか、他の競技種目の1位、(6)パラリンピック大会、デフリンピック大会、若しくはアジアパラ競技大会で3位までであったときには、「特優」、「優秀」又は「パラスポーツ選手」のいずれかの要件に該当し、人数枠なく採用される。

²² 第三屆運動彩券経銷商遴選及管理要點7条(二)参照。同2条(四)によれば、オリンピックの出場権獲得者やアジア大会の成績優秀者レベルが該当する。

²³ TSLCによれば、特定の区域にリテイラーが集中しないように、選挙権の仕組みを参考にして導入されたルールとのことである。

キ. 広告規制

スポーツくじには、公益くじと同等の広告規制が設けられている。発行事業者(オペレーター)によるスポーツくじの広告又は販促活動については、スポーツくじ管理弁法 15 条において、①未成年者にその購買又は賞金交換を勧誘してはならない、②児童の心身の健康を害してはならない、③高校以下の学校の入口から半径 100m においてこれを行ってはならないとされている。特に店舗販売においては、各店舗の入り口及びフロントに、未成年者は禁止する旨の注意書きを記載しなければならないとされている。

ク. 依存症対策

オペレーターは、スポーツくじの信頼性や依存症予防策等を記載した利用者保護計画を策定し、教育部の承認を得る必要がある(台湾スポーツくじ法 11 条 2 項)。TSLC によれば、TSLC の実施している依存症対策は、①店舗での注意喚起のポスターの掲載、②医療機関を紹介するホットラインの開設、③自己排除(self exclusion)、の 3 点とのことである。特に③に関しては、依存症を抱えるスポーツくじの購入者は、スポーツくじを購入できなくするために、TSLC に自己排除を申請することができる。また、利用するアカウントに関して、自主的に、1 日、1 週間、1 か月ごとに購入可能な時間や購入可能な上限を設定することができる。上限を引き下げる場合には直ちに反映されるものの、上限を引き上げる場合には、冷静に考える時間を空けるという観点から、24 時間後に反映されるような設計となっている。

このように 3 点に絞った対策をとっていることについて、TSLC は、そもそもスポーツくじの購入者は成年以上に限定されていること等から、前記 3 点で一定の有効な対策が講じられていると認識しているとのことである。

ケ. インテグリティ対策(不正対策)²⁴

(ア) 法令上の対策等

台湾スポーツくじ法上、インテグリティ対策(不正対策)として、①ライセンシー及びオペレーター(委託先を含む。)の従業員は、スポーツくじの購入、譲受又は賞金交換をしてはならず(同法 13 条 2 項)、②くじの対象となっているスポーツ競技の試合を催す事業者の従業員及び試合に参加する関連チームメンバーも、その取り扱う又は参加する試合のスポーツくじに関して、購入、譲受又は賞金交換をしてはならないとされている(同法 13 条 3

²⁴ 選手の誹謗中傷対策については、各ヒアリング先に確認したものの、具体的な対策に関する回答を得ることはできなかった。

項)。これに反した場合、3万 NTD (約 14 万円)以上 15 万 NTD (約 71 万円)以下の罰金が科され、期限を定めて是正を命じられることになり、期限を過ぎても是正されない場合、都度処罰される(同法 24 条 1 項 4 号、5 号)。また、特に、暴行、脅迫、詐術又は他の不法行為により、くじの対象となるスポーツ競技の試合の公平性を妨害した場合、1 年以上 7 年以下の懲役に処され、1,000 万 NTD (約 4,780 万円)以上 3,000 万 NTD (約 1 億 4,337 万円)以下の罰金が併科される(同法 21 条 1 項)。さらに、オペレーター(委託先を含む。)の従業員が、自らの義務に違反し、自ら又は他者の利益のために、オペレーター(委託先を含む。)に損害を与えた場合、1 年以上 7 年以下の懲役に処され、1,000 万 NTD (約 4,780 万円)以上 3,000 万 NTD (約 1 億 4,337 万円)以下の罰金が併科される(同法 21 条の 1 第 1 項)。加えて、これらの不法行為につき、3 人以上で共同して行った場合、3 年以上 10 年以下の懲役に処され、2,000 万 NTD (約 9,517 万円)以上 5,000 万 NTD (約 2 億 3,793 万円)以下の罰金が併科される(同法 21 条 2 項、21 条の 1 第 2 項)。

また、オペレーターの選考プロセスにおいても、インテグリティの確保という観点から審査が行われる上、オペレーターは、毎年、教育部に対して、インテグリティ対策を含めた作業管理要点を報告する義務がある(台湾スポーツくじ法 10 条)。さらに、オペレーターには捜査への協力義務があり、これに反した場合には、オペレーターに罰金が科される(同法 21 条の 1 第 4 項)。

加えて、特にリテイラーに対する規制として、リテイラーは、第三屆運動彩券經銷商遴選及管理要點(第 3 期スポーツくじリテイラー選定及び管理要點)上、スポーツくじを無料で提供することや、現金の報酬や割引を提供することはできないほか、定期的に TSLC の研修を受ける必要があるとされている。また、リテイラーは、同要点に違反する又は違反した者ではあってはならないとされており、その委託の要件においてもインテグリティの確保の要素が含まれている。

(イ) スポーツ団体による対策²⁵

台湾プロ野球では、1996 年、反社会的勢力によって八百長が画策され、複数の球団に跨がる相当数の選手が八百長を行い、球団の解散やプロ野球の人気低迷を招く事態に陥った。また、2007 年から 2008 年にかけて、違法賭博の胴元に複数の選手が買収された結果、賄賂の供与、飲食等の接待を受けたとの嫌疑で複数の選手らが検挙され、詐欺や脅迫も含めて有罪判決を受けるなどの事件が発生し、その余波を受けてリーグの球団数が一度 6 球団から 4 球団にまで減少した(本調査実施時点では 6 球団となっている。)。台湾のスポーツ界で

²⁵ 韓国と異なり、オペレーター(TSLC)によるインテグリティ対策は、前記(7)の作業管理要点の報告義務があるほかは特段存在しないようであった。この点については、TSLC によれば、特に八百長との関係では、①スポーツくじの対象競技はプロスポーツ等であり、ハイレベルで知名度が高く、国際的な競技でもあるため、選手の買収に要するコストも大きくなり、八百長が生じるリスクは一定程度下げられている、②スポーツくじの種類に関しても、複数の試合の勝敗を組み合わせで販売することで、八百長が生じるリスクは一定程度下げられていると考えているとのことである。

は、これらの不祥事を踏まえて、スポーツ団体(リーグ等)におけるインテグリティ対策が進められてきた。

もっとも、直近の2023年10月にも、プロバスケットボールリーグの一つであるT1リーグの所属選手が、違法賭博の対象となった試合に出場していた Super Basketball League (SBL)の選手と結託し、不正行為(違法賭博)に関与した嫌疑が生じ、複数の選手が起訴されるという不祥事が起きている。当該不祥事も受けて、特にプロバスケットボールリーグでは不正対策が急務となっている。

こうした背景の下、本調査で確認できた限りではあるものの、台湾では下表のような個別の対策が実施されている。

CPBL (台湾プロ野球リーグ)の取組	
1	定期的に「プロスポーツにおける賭博防止メカニズムを機能させるための会議」を招集し、法務部直下の検察、調査機関、内政部警政署、球団等が共同で賭博防止作業プラットフォームを構築する。
2	各球団においてインテグリティ対策専門の責任者を置き、検察、調査機関、警察及びCPBLと協力して、賭博防止メカニズムにおける各作業を積極的に推進し、リアルタイムで情報やデータを把握し速やかに処理する。
3	CPBL が検察及び調査機関を招き、毎年シーズンの前後に各球団の選手及びスタッフのスポーツ倫理講習と法教育講座を開催する。
4	選手及びスタッフとの契約等において、スポーツくじの購入やプレイの公平性に影響を及ぼす行為を禁止とする旨を規定する。
5	選手のSNSにおいて不自然な動きがないかを監視する。
6	選手との契約時に、(i)通信記録をリーグが閲覧することに対する同意書、(ii)不正行為への関与が判明した場合に選手が契約金の2倍を賠償する旨の協議書、(iii)不正行為への関与が判明した場合に選手が1,000万円を賠償する旨の誓約書を締結する。
7	選手の契約金の3分の1をCPBLが設置する専用口座に強制的に信託させ、選手の引退時に引き出せるようにする(但し、当該選手が賭博に関わった場合は直ちに球団の賠償請求の目的物とする措置を講じる)。
8	一軍の選手につき最低賃金を月額7万NTD(約33万円)と定める。
9	元警察官で構成される安全組(安全課)を設置し、遠征先での視察等のほか、情報収集を実施する。
10	24時間連絡可能なホットラインを設置する。
台湾プロバスケットボールリーグ共通の取組	
1	前記CPBLにおける1点目から5点目と同様の取組を実施する。

2	FIBA が、台湾バスケットボール協会を通じて、各リーグに対して、不正対策を行う第三者機関を設立するよう要求し、3 リーグ 15 チーム全体で、SPOC (single point of contact) というバスケットボールに関する全ての不正行為対策に関する仕組みを構築した。同仕組みの下、各チームが取得した不正に関する情報を収集する。
3	試合会場に警察から人員を派遣(制服を着た警官が会場にいて、不正を抑制する効果を期待)する。
4	ビジターにおいて宿泊するホテルに人員を派遣して選手のモニタリングを実施する(例えば、試合が終わる午後 11 時から午前 2 時頃まで監視して、部屋に戻らない選手がいないか点呼するなど)。
T1 リーグ(台湾プロバスケットボールリーグ)の取組	
1	全ての選手・関係者に対する調査を行うとともに、不正に関わっていないことを誓約させる承諾書・誓約書に改めて署名させる。 ※前記の 2023 年 10 月の T1 リーグにおける不祥事を受けて実施。
2	違法ギャンブルのほか、麻薬防止、フェイクニュースに関わる問題等への対策も含めて、高等検察、地方検察による教育を実施。過去に野球界で生じた不祥事や、不祥事の業界全体及び社会に対する影響の大きさ、不正に対する処分の内容、不正の防止策等に関して指導を行う ²⁶ 。 ※前記の 2023 年 10 月の T1 リーグにおける不祥事を受けて実施。
3	各チーム所属のデータアナリストにおいて、各選手のデータに平均値と比較して異常が確認された場合、関連当局に対して通報を実施する。
4	全ての選手に対して、試合 2 時間前から携帯電話の使用をしないように指導をする。但し、個人の権利にも関わるため、完全に禁止されてはいない。
P Plus リーグ(台湾プロバスケットボールリーグ)の取組	
1	選手及びチーム間、選手及びリーグ間の双方で、誓約書を要求する ²⁷ 。 ※前記の 2023 年 10 月の T1 リーグにおける不祥事を受けて、対象が審判及びコーチにまで拡大された。
2	Sportradar のモニタリングサービスを利用(2021 年頃から利用開始)。

²⁶ Leopards によれば、CPBL における統一ライオンズが配布しているハンドブックを参考に、チーム内において不正対策を明文化した資料を配布することも検討しているとのことである。

²⁷ P Plus リーグによれば、選手は、上記 2 つの誓約書に署名しない限り、試合に出場することができないとのことである。また、不正への関与が発覚した場合には、誓約書の内容が、リーグからの永久追放や、チームから契約を解除される根拠になるとのことである。

ロ. 成功・不成功の要因

台湾のスポーツくじは、法令上は政府設立組織による運営も可能ではあるものの、政府のリソースの関係等により、これまで公募で選定された民間事業者が他の民間事業者とコンソーシアムを組んで運営を行っている。その結果、複数の民間事業者が関与し、各事業者の営利事業における経験・ノウハウを十分に生かすことができている。具体的には、民間事業者がオペレーションを行うことで、多様な商品設計、わかりやすいスローガンを掲げたプロモーション等を主体的に実現することができており、これらはスポーツくじの市場規模拡大に繋がっているものと推察される。

加えて、オンライン販売やインプレイの商品を積極的に取り入れているほか、対象種目や対象試合数を増加させ、また、台湾の規制は及ばない他国で現地当局から合法的に事業を行うことを認められたスポーツベッティング事業者等が設定している払戻率(約 90～95%)も考慮の上で払戻率を 78%まで引き上げている。これらの結果、台湾のスポーツくじの市場規模は順調に拡大を続けている。このようなスポーツくじの市場規模拡大は、売上の約 97%は台湾以外のスポーツを対象としたスポーツくじであるものの、台湾国民のスポーツへの関心を高めることに繋がっているものと考えられ、スポーツファン拡大及びファンエンゲージメントに資する取組として一定の成果を挙げているものと評価できる。

(2) 韓国

ア. 概要

韓国では、2002 年の日韓ワールドカップ開催に向けた財源を確保する目的で、1999 年に国民体育振興法が改正され、スポーツくじが導入された。もともと、その後、日韓ワールドカップの終了等に伴い、スポーツくじの販売目的は変化し、本調査実施時点では、国民の体育振興のための財源確保が主な販売目的となっている。

韓国のスポーツくじに関する諸規制は、国民体育振興法において定められている。同法上、文化体育観光部が管轄する KSPO は、スポーツくじの運営を行うこととされているが(同法 24 条 1 項)、同時に、スポーツくじの運営を個人又は団体(オペレーター)に包括的に委託することが義務付けられている(同法 25 条 1 項)²⁸。そのため、実際にはこれまで、スポーツくじの運営を行うのは KSPO ではなく民間事業者であり、本調査実施時点では STK が KSPO から委託を受けてスポーツくじの運営を行っている。

韓国のスポーツくじは、当初は払戻率 50%で変動オッズの toto のみが販売されていたが、2006 年から払戻率 50～70%で固定オッズの proto の販売も開始された。STK によれば、

²⁸ 但し、2022 年 1 月に国民体育振興法が改正され、KSPO は、第 5 期(2025 年 7 月～)より、KSPO が発行株式の総数を所有する株式会社にスポーツくじの運営を委託することが義務付けられることになった。

50%の払戻率は、韓国の規制は及ばない他国で現地当局から合法的に事業を行うことを認められたスポーツベッティング事業者等が設定する払戻率(約 90~95%)に比べて低かったところ、スポーツくじ産業の拡大を目指すためには、払戻率を引き上げて、スポーツくじを消費者にとってより魅力的な商品にする必要があったことから、ノルウェー、フィンランド及びデンマークを中心とした欧州の国々が採用している払戻率や、韓国国内の競馬、競艇及び競輪の払戻率(約 72%)等を参考に、proto の年間の払戻率の平均が約 60%となるように、proto の払戻率を設定することとしたとのことである。その後も、1 試合単位で払戻が行われるようになったほか、特に proto については 1 試合単位でのスポーツくじの購入を可能とするなど、韓国国内で違法とされるスポーツを対象とした賭け行為によって形成される市場(以下「韓国違法市場」という。)の拡大に対抗する観点を含めた商品の改良が進んでいる。

また、韓国では、ギャンブル依存症等の対策を行う機関として、NGCC が設置されている。NGCC は、国務総理直轄の組織であり、KPGA を支援する形で、スポーツくじを含む射幸事業²⁹に起因する依存症等に対するケアを行う。また、NGCC はいわゆる総量規制を設けており、具体的には、スポーツくじの年間の GGY³⁰に上限を設定し、当該上限を超過した場合にはオペレーターに金銭的な負担を課すこと等により、スポーツくじの過度な拡大を抑制している。

4. 売上推移

韓国におけるスポーツくじの売上は、導入初期こそ低迷したものの、2006 年に proto の販売が開始されたことをきっかけに売上が飛躍的に上がり、その市場規模は順調に拡大を続けている。toto の販売開始からのスポーツくじの年間売上の推移は図 3 のとおりであり、スポーツくじの 2023 年の年間売上高は、約 6 兆 1,367 億ウォン(約 6,892 億円)である。このような順調な市場規模の拡大の要因としては、前記 7. の運営方法及び払戻率、韓国違法市場の拡大に対抗する観点を含めた商品の改良が進んでいること等が挙げられると考えられる。

²⁹ 射幸産業統合監督委員会法(以下「NGCC 法」という。)は、競馬、競輪、競艇、闘牛、スポーツくじ、カジノ及び宝くじを射幸事業として定め、これらの事業を行う上での規制等を定めている。

³⁰ Gross Gaming Yield の略。スポーツくじの総売上高から当選払戻金を除いた総粗収益を指す。

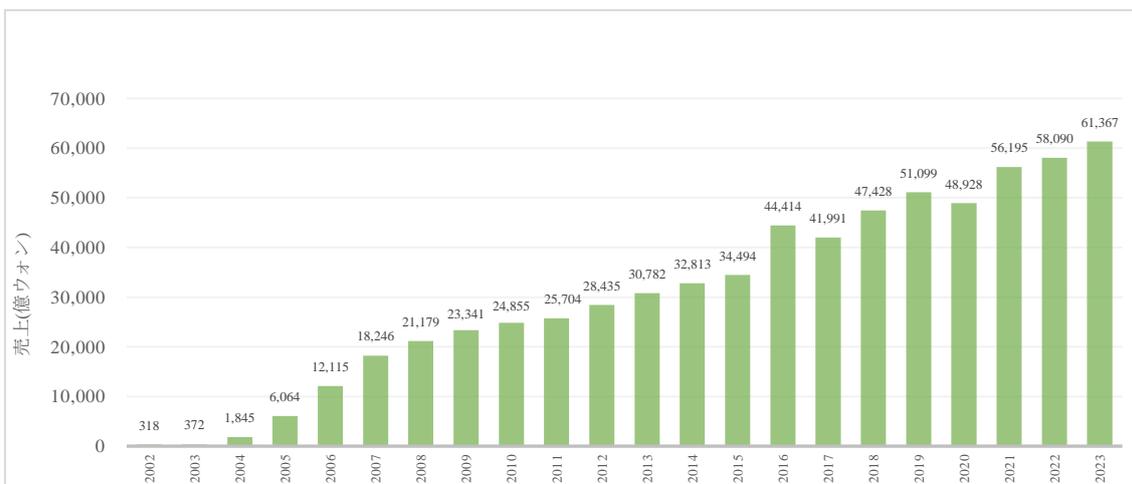


図3 年間売上推移

なお、KBO リーグによれば、野球がスポーツくじの対象種目となった 2004 年以降の KBO リーグ全体の観客動員数と入場収入の推移は、図 4 のとおりとのことである。

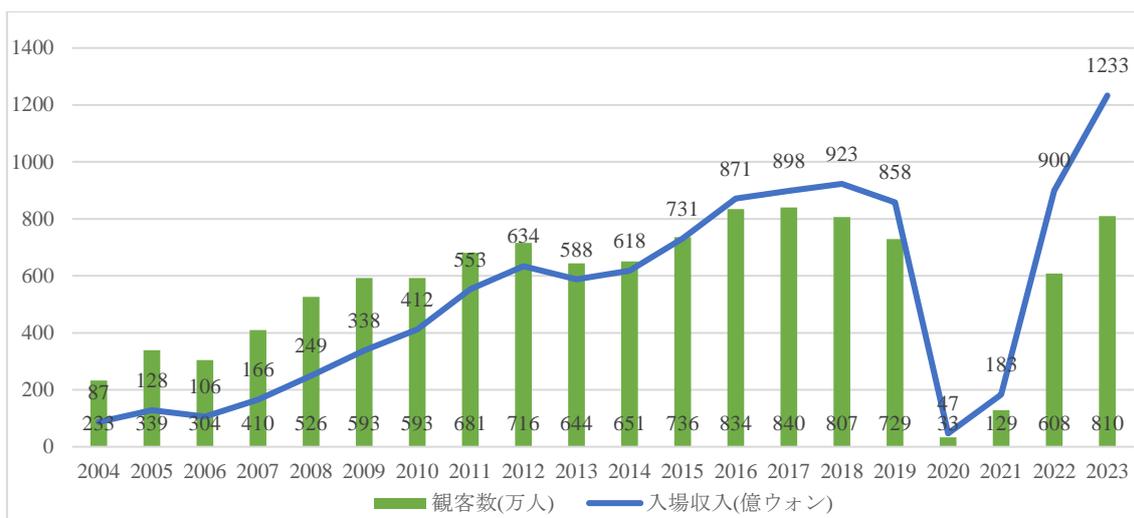


図4 KBO リーグの観客数及び入場収入の推移

スポーツくじの売上は、野球がスポーツくじの対象となった 2004 年以降、基本的に右肩上がりであるところ、KBO リーグの観客数及び入場収入もコロナ禍を除き増加傾向にはあるが、スポーツくじの売上との相関性までは明らかではない。

ウ. 法制化及び市場拡大の経緯

韓国のスポーツくじの法制化及び市場拡大に関する主な経緯は、下表のとおりである。

年月	出来事
1989年3月	国民体育振興法の改正により、国民体育振興財団がスポーツ振興基金を創設するためにスポーツくじを発行できるようになった。ソウルオリンピック大会組織委員会の後身機関として、KSPOを設立。
1999年8月	国民体育振興法の改正により、KSPOを事業主とする新たなスポーツくじを導入。
2000年7月	スポーツくじの対象種目に、サッカー及びバスケットボールを指定。
2001年9月	Korea Tiger Pools(後の Tiger Pools International (TPI))、朝興銀行、Sambo Computer等のコンソーシアム(後に Sports Toto を組成)がオペレーターとしてスポーツくじの運営を受託。当選金の払戻代行業務は、同コンソーシアムから朝興銀行に再委託。
2001年10月	変動オッズの toto の販売を開始(第1期)。
2002年10月	TPIのCEOが逮捕されたことで業績が悪化し、TPIの事業が停止。Orionが Sports Toto 及び TPI に資本参入。
2003年7月	Sports Toto ³¹ がオペレーターとしてスポーツくじの運営を受託し、toto の販売を開始(第2期)。当選金の払戻代行業務は、Sports Toto から新韓銀行 ³² に再委託。
2004年4月	スポーツくじの対象種目に、野球、バレーボール、ゴルフ及びシルム(韓国相撲)を追加。スポーツくじのオンライン販売を開始。
2006年2月	固定オッズの proto の販売を開始。
2007年1月	NGCCが発足。
2015年7月	K-Toto ³³ がオペレーターとしてスポーツくじの運営を受託し、toto 及び proto の販売を開始(第3期)。当選金の払戻代行業務は、K-Toto から IBK 企業銀行に再委託。
2020年7月	STK ³⁴ がオペレーターとしてスポーツくじの運営を受託し、toto 及び proto の販売を開始(第4期)。当選金の払戻代行業務は、STK からウリィ銀行に再委託。
2022年1月	国民体育振興法の改正により、KSPOは、完全子会社にスポーツくじの運営を委託することが義務付けられた。
2025年7月	KSPOの完全子会社がオペレーターとしてスポーツくじの運営を受託予定(第5期)。

韓国では、1989年3月31日に、国民体育振興法が改正され、国民体育振興財団がスポーツ振興基金を創設するためにスポーツくじを発行できるようになった。当時のスポーツくじは、常時販売されるものではなく、特定の大規模な大会(例えばオリンピック、ワールドカップ、アジア大会等)に限って販売が許可されていた。また、当該改正により、ソウルオリンピックの大会組織委員会の後身機関として、KSPOが設立された。

その後、韓国では、2002年の日韓ワールドカップの開催に向けて、複数の競技場を新設等したところ、これにより多額の借入金が発生したため、新たに財源を確保する必要が生じた。そこで、国民の体育振興を支援するという目的に加え、当該借入金を返済するための財源を確保することを主な目的として、1998年に国民体育振興法の改正が発議され、翌1999年8月に同法が改正された。これにより、新たなスポーツくじ制度が導入された。もっとも、その後、上記借入金の返済が完了したこと等により、スポーツくじの主な販売目的は変化し、本調査実施時点での主な販売目的は、国民の体育振興のための財源確保にある。

改正後の国民体育振興法では、KSPOがスポーツくじの運営を行うこととされているが(同法24条1項)、同時に、KSPOはスポーツくじの運営を個人又は団体(オペレーター)に包括的に委託することが義務付けられた(同法25条1項)。これにより、2001年9月以降、KSPOから、Korea Tiger Pools(後のTiger Pools International(TPI))、朝興銀行、Sambo Computer等のコンソーシアム、Sports Toto、K-Toto、STKの順に、スポーツくじの運営が委託されていった。

当初、スポーツくじは、払戻率50%で変動オッズのtotoのみが販売されていたが、2006年から払戻率50~70%で固定オッズのprotoの販売も開始された(国民体育振興法施行令26条2項2号)。その後も、1試合単位での払戻が行われるようになったほか、protoについて1試合単位でのスポーツくじの購入を可能とするなど、商品の改良が進み、スポーツくじ市場は拡大していった。なお、2021年のprotoとtotoの売上高の比率は、protoが約92%であったのに対し、totoが約8%であり、protoの売上高の方が圧倒的に多い。

一方で、2007年には国務総理直轄の組織としてNGCCが発足した。関係者に対するヒアリングによれば、2000年中頃には、韓国違法市場の拡大や、合法射幸産業を原因とした個人の自己破産の増加等が問題となっていたため、これらの問題に対応する観点からNGCCが必要とされたとのことである。なお、STKによれば、韓国ではスポーツくじに関する規

³¹ 主要な株主は、Orion(菓子類を製造販売する韓国の企業)、LG CNS(システム関連サービスを提供する韓国の企業)、朝興銀行等。

³² 2003年9月に、新韓銀行が朝興銀行を買収した。

³³ 主要な株主は、K-BIZ PEF(韓国のファンド)、Webcash(金融・資金管理サービス等を提供する韓国の企業)等。

³⁴ 主要な株主は、ACE BED(寝具を製造販売する韓国の企業)、M PARK(自動車を販売する韓国の企業)、Viva Republica(モバイル決済プラットフォーム等を運営する韓国の企業)、Hancorn(ソフトウェアを販売・提供する韓国の企業)等。

制の緩和を進め、合法のスポーツくじ市場を拡大しているが、韓国政府は、これにより利用者が韓国違法市場に流れることを防ぎ、韓国違法市場を縮小させることを意図しているものと考えられるとのことである。

エ. 運営体制

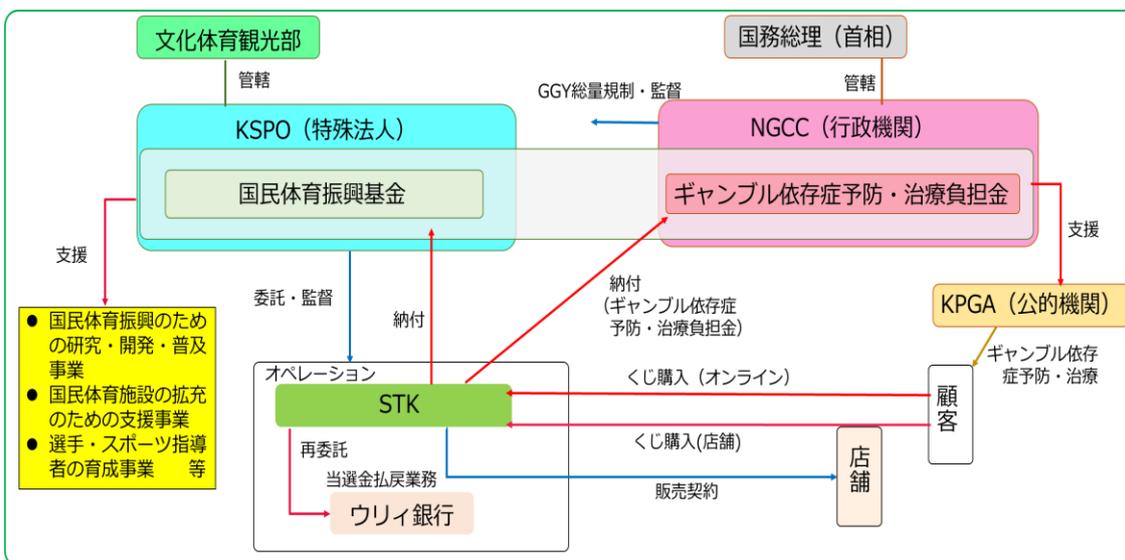


図5 韓国のスポーツくじの全体像

前記ウのとおり、国民体育振興法上、KSPOは、個人又は団体(オペレーター)に対し、スポーツくじの運営を包括的に委託することが義務付けられている。KSPOがスポーツくじの運営を個人又は団体(オペレーター)に委託するにあたっては、文化体育観光部長官に対し、委託候補の個人又は団体(オペレーター)が、受託者として備えるべき要件を備えていることを証する資料等を提出して、同長官の承認を得る必要がある(同法施行令30条、31条)。

オペレーターに委託される具体的な業務は、①スポーツくじの発行・販売、②当選払戻金の支給、③端末機を含むスポーツくじ販売システムの運営、維持及び保守、④スポーツくじ無効時の返還金の支給、並びに、⑤スポーツくじの対象となる種目の広報等の運営関連業務である。もっとも、入札仕様書において、入札条件として、銀行と業務代行契約を締結することが求められているため、②については、オペレーターから銀行に再委託することとなる。KSPOによれば、当初、スポーツくじ産業の透明性を確保するために、政府の機関がスポーツくじを運営することも検討されたが、スポーツくじ市場の早期の定着・拡大のために、民間事業者にスポーツくじの運営を委託するのが効率的であると判断されたとのことである。また、民間事業者にスポーツくじの運営を包括的に委託した場合、政府によるコントロールが及ばないことへの懸念も示されていたが、これに対しては、

KSPO が、財務・システムの専門家と連携してオペレーターに対して監査を行う³⁵など、オペレーターを管理・監督することで対応することとされたとのことである。

スポーツくじを運営するにあたって必要となるシステムやソフトウェアに関する権利は KSPO が有しており、オペレーターは、KSPO からライセンスを受けてこれらを利用する³⁶。オペレーターが、スポーツくじの運営を行う中で新たにシステムやソフトウェアを開発した場合にも、それらに関する権利は KSPO が有することとなる。

オペレーターは、公開競争入札を経て 1 社のみが選定される。入札の主な条件は、委託先において、(i)事業遂行に必要な経済的能力(受託事業を安定的に運営するための資本金・資金調達力等)及び技術的能力(発売システムの運営・維持・保守・セキュリティ・障害防止等に関する能力、ソフトウェアの開発・運営等に関する能力)を有していること、(ii)国内外で虚偽や不正等による処罰を受けたことがないこと、(iii)道徳性や社会的信用を備え、運営計画が妥当かつ実行可能であり、体育振興のための支援計画を策定していること等という要件を満たしていることである(国民体育振興法施行令 31 条)。

オペレーターへの委託期間は 5 年間とされている。2001 年 10 月から 2002 年 10 月まで(第 1 期)は Korea Tiger Pools (後の TPI)、朝興銀行、Sambo Computer 等のコンソーシアム、2003 年 7 月から 2015 年 6 月まで(第 2 期)は Sports Toto³⁷、2015 年 7 月から 2020 年 6 月まで(第 3 期)は K-Toto がそれぞれオペレーターを務めた。本調査実施時点では STK がオペレーターを務めており、委託期間は、2020 年 7 月から 2025 年 6 月まで(第 4 期)の予定である。

他方、2025 年 7 月以降(第 5 期)は KSPO の完全子会社がオペレーターを務めることが予定されている。KSPO によると、スポーツくじの導入から 20 年余りが経過し、スポーツくじ市場の定着・拡大がある程度進み、安定的な運営を行うフェーズに入ったことなどの理由から、第 5 期の委託先が KSPO の完全子会社とされたとのことである。

³⁵ KSPO は、オペレーターに対し、年に 1 回の定期監査を実施している。

³⁶ 法令上の定めではなく、入札仕様書や委託契約書に記載されている。

³⁷ 但し、Korea Tiger Pools (後の TPI)、朝興銀行、Sambo Computer 等のコンソーシアムは、事業開始後に販売低迷による財務状況の悪化により契約期間を満たさないまま事業を放棄した。その途中で事業を引き受けた Sports Toto は、同コンソーシアムの契約期間の終了後も、契約が自動延長され事業を運営していたが、2015 年 6 月に契約が終了となった(契約終了に至った主たる原因は不明。)

ホ. 売上配分

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
年間売上高	30,782	32,813	34,494	44,414	41,991	47,428	51,099	48,928	56,195	58,909	61,367
当選払戻金	18,202	19,085	20,772	28,364	26,214	30,187	32,033	30,461	34,900	36,171	38,845
	59.10%	58.20%	60.20%	63.90%	62.40%	63.60%	62.70%	62.30%	62.10%	62.30%	63.30%
国民体育振興基金	9,716	10,825	11,007	13,021	12,931	14,052	15,611	15,293	17,728	18,262	18,656
	31.60%	33.00%	31.90%	29.30%	30.80%	29.60%	30.60%	31.30%	31.50%	31.40%	30.40%
運営費	2,864	2,903	2,715	3,029	2,846	3,189	3,455	3,174	3,567	3,665	3,866
	9.30%	8.80%	7.90%	6.80%	6.80%	6.70%	6.80%	6.50%	6.30%	6.30%	6.30%
GGY(国民体育振興基金+運営費)	12,580	13,728	13,722	16,050	15,777	17,241	19,066	18,467	21,295	21,919	22,522

図6 売上配分(単位：億ウォン)

スポーツくじの売上は、①当選払戻金、②(オペレーター利益を含む)運営費³⁸及び③国民体育振興基金に配分される。②には、スポーツくじの販売店に支払われる手数料が含まれている。2023年のスポーツくじの売上高の配分率は、①当選払戻金63.3%、②運営費6.3%(オペレーターの手数料1.0%、販売店の手数料5.3%)、③国民体育振興基金30.4%である。

当選払戻金の払戻率については、国民体育振興法が、売上高の50%以上と定めた上で、具体的な比率は国民体育振興法施行令によるとしている。これを受けて、同施行令は、**toto**の払戻率を50%、**proto**の払戻率を50~70%に設定している(同施行令33条1項1号、2号)。STKによれば、**toto**及び**proto**それぞれの払戻率の設定経緯は以下のとおりのことである。まず、**toto**を導入した主な目的は、2002年の日韓ワールドカップに関する財源確保にあったため、早期に高額の資金を確保する必要があった。そのため、**toto**は、全体の売上の内のある程度大きな割合が財源確保に充てることできるように、当選金の払戻率を50%に留めていた。他方で**proto**は、2006年に導入されているところ、この頃には日韓ワールドカップに関する財源確保という目的は既に達せられており、当該目的との関係では、**toto**導入時の商品設計を維持する必要性はなくなっていた。加えて、50%の払戻率は、韓国の規制は及ばない他国で現地当局から合法的に事業を行うことを認められたスポーツベッティング事業者等が設定する払戻率(約90~95%)に比べて低かったところ、スポーツくじ産業の拡大を目指すためには、払戻率を引き上げて、消費者にとってより魅力的な商品にする必要があった。そこで、ノルウェー、フィンランド及びデンマークを中心とした欧州の国々が採用している払戻率や、韓国国内の競馬、競艇及び競輪の払戻率(約72%)を参考に、**proto**の年間の払戻率の平均が60%となるように、**proto**の払戻率を50~70%に設定することとした。なおSTKによれば、STKは、**proto**の年間の平均払戻率が約60%となるようにコントロールしているとのことである。

³⁸ 国民体育振興法28条1項は、KSPOは、文化体育観光部長官が定める割合の金額をスポーツくじの運営に伴う経費及びオペレーターに支払う運営費として取得することができる旨、その場合、取得額は売上高の100分の10を超えることはできない旨を定めている。

オペレーターは、スポーツくじの売上額から当選払戻金及び運営費を差し引き、残額を国民体育振興基金に納付することが求められている(国民体育振興法 29 条 1 項)。従前、国民体育振興基金は全て KSPO の資産に充当され、国民体育振興のための研究・開発・普及事業、国民体育施設の拡充のための支援事業、選手・スポーツ指導者の育成事業等に使用されていたが、2017 年の同法の改正により、国民体育振興基金の中に、新たに「ギャンブル依存症予防・治療負担金」という項目が設けられ、GGY の 0.35%に相当する金額が「ギャンブル依存症予防・治療負担金」として、NGCC の管理する資産に充当されることになった(NGCC 法 14 条の 2 第 1 項、同法施行令 9 条 2 項)。

また、KSPO の資産に充当された国民体育振興基金のうち一部は、韓国国内のスポーツ団体に対して支援金として配分される(当該支援金を以下「**スポーツ団体支援金**」という。)。KBO リーグによれば、具体的な配分は以下のとおりとのことである。KSPO の資産に充当された国民体育振興基金の用途先は、大きく生活体育、専門体育、国際体育及び障害者向け体育の 4 分野に分かれるところ、スポーツ団体支援金は専門体育として配分を受けている。2023 年のスポーツ団体支援金は約 1,555 億ウォン(約 174 億円)であったところ、そのうち、約 1,150 億ウォン(約 129 億円)がスポーツくじの対象種目の主催スポーツ団体に、約 405 億ウォン(約 45 億円)がその他の種目の主催スポーツ団体に対して配分された(前者を以下「**対象種目スポーツ団体支援金**」という。)。対象種目スポーツ団体支援金は、スポーツくじの各対象種目の主催団体に対して、種目ごとのくじの年間売上高の割合に応じて按分される。KBO リーグでは、対象種目スポーツ団体支援金を、①プロリーグの活性化、②ユーススポーツの活性化、及び③その他の各種施策の実施に活用しており、リーグにとって重要な意義を有している。例えば、①については、野球中継の拡大その他のファンのプロ野球へのアクセスを容易にするための施策等を実施している。②については、ユース年代の育成を目的としたキャンプの実施や、スポーツに馴染みのない学生向けの裾野を広げる活動等を実施している。③については、審判・選手による不正防止のための施策、ビデオ判定センターに対する支援や自動投球判定システムの導入・改善等を実施している。なお、MLB 等の海外のスポーツ団体が主催する試合に関するスポーツくじについては、当該海外スポーツ団体に対して配分がされているわけではなく、ユース年代の育成、スポーツくじの対象種目以外の主催スポーツ団体への支援金、その他の各種施策の実施に活用されているようである。

カ. 販売態様

㉞) 商品設計

国民体育振興法施行令は、スポーツくじの対象となる種目について、サッカー、バスケットボール、野球、バレーボール、ゴルフ、シルム(韓国相撲)³⁹、及びその他文化体育観光部長官が定める種目と規定している(同施行令 29 条柱書)。STK によれば、上記の 6 種目がスポーツくじの対象となっている背景としては、(a)スポーツくじの対象となる種目は、安定的なリーグ運営が期待できる種目であることが求められるところ、安定的な運営はプロ化したスポーツの方が実現しやすいため、結果として、プロ化しているスポーツが対象種目となる傾向があること、(b)プロ選手の場合、アマチュアに比べて年収が高いことから、選手が八百長の誘惑に惑わされにくく、この観点からも、プロ化したスポーツの方がスポーツくじの対象種目となりやすいこと等が挙げられるとのことである。上記のとおり、同施行令で明記された 6 種目の他に、文化体育観光部長官が定める種目についてもスポーツくじの対象種目になり得るところ、本調査実施時点で、同 6 種目以外にスポーツくじの対象となっている種目は存在しない。

また、国民体育振興法施行令は、前記種目のうち、以下の①から③のいずれかを満たす試合を、スポーツくじの対象となる試合とする旨定めている(同施行令 29 条 1 号乃至 3 号)。

- ① (i)試合を計画的かつ安定的に開催できる能力を有すること、(ii)主催団体に所属する競技チームの選手、監督、コーチ及び審判に関する登録及び登録抹消を行う権限を有すること、並びに、(iii)開催する試合についての競技規則を定めていることという要件を全て備えた主催団体のうち文化体育観光部長官が指定する団体が開催する試合であること
- ② ①で文化体育観光部長官に指定された主催団体が選手団を構成して参加する国内外の試合であること
- ③ 計画的かつ安定的に開催でき、かつ、競技規則が定められている国内外の試合⁴⁰(上記①及び②の試合を除く。)であること

本調査実施時点で、韓国国内及び海外のプロリーグの試合がスポーツくじの対象となっているところ、韓国国内については、サッカーは 2 リーグ(K1・K2)、野球は 1 リーグ(KBO)、バスケットボールは 2 リーグ(KBL・WKBL)、バレーボールは 1 リーグ(KOVO)、ゴルフは 2 大会(KPGA・KLPGA)の試合がそれぞれ対象となっており、海外については、サッカーは 9 リーグ(英国の Premier League、スペインのラ・リーガ、イタリアのセリエ A、ドイツのブンデスリーガ、フランスのリーグ・アン、オランダのエールディヴィジ、米国の MLS、日

³⁹ シルムについては、相撲協会内のもめ事や人気の低迷によって安定的な試合の運営ができなかったことから、約 10 年前に発行が中止されている。

⁴⁰ 原文では、「上記(i)及び(iii)の要件を備えた国内外の試合」とされている。

本の J リーグ、オーストラリアの A リーグ・メン)、野球は 2 リーグ(米国の MLB・日本の NPB)、バスケットボールは 1 リーグ(米国の NBA)、ゴルフは 2 大会(米国の PGA・LPGA)の試合がそれぞれ対象となっている。さらに、これらに加え、チャンピオンズリーグ、アジアカップ、オリンピックの試合、国家代表チーム同士の親善試合等も対象となる⁴¹。

韓国のスポーツくじには、大きく分けて toto 及び proto の 2 種類があるところ、toto 及び proto それぞれについて、対象種目ごとに、様々な種類の商品が設計されている。具体的な商品の種類については、toto は、勝負式(勝敗や引き分け等、試合結果を予想する方法)、点数式(各チームの得点数や得点レンジを予想する方法)、及び特別式(勝負式及び点数式以外の内容を予想する方法)があり、proto は特別式がある⁴²。従前、2 試合以上の結果をまとめて予想する商品しかなかったが、2022 年からは、proto については 1 試合単位で結果を予想し、1 試合単位でのスポーツくじの購入が可能になった。STK によれば、このような商品の設計変更を行ったのは、韓国の規制は及ばない他国で現地当局から合法的に事業を行うことを認められたスポーツベッティング事業者等のサービスに合わせることにより、韓国違法市場の拡大に対抗するためであるとのことである。

また、当選金の払戻方法については、toto と proto で異なっており、toto は固定払戻率式(いわゆる変動オッズ(パリミチュエル方式))、proto は固定配当率式(いわゆる固定オッズ)である。払戻時期については、第 2 期までは、1 日の終了時に一括して払戻が行われていたが、第 3 期以降(2015 年 7 月～)は 1 試合単位で払戻が行われるようになった。STK によれば、払戻時期を変更したことの背景には、スポーツくじの購入を促進させ、韓国違法市場の拡大に対抗するという考えもあったとのことである。

なお、韓国においては、スポーツくじの導入当初から、インプレイの商品を販売することは想定されておらず、このような商品設計もなされていない。STK によれば、インプレイの商品の販売は法令で禁止されているわけではないものの、実現するためには新たなシステムを導入する必要があり、本調査実施時点では、システムの導入についての議論が始まった段階にすぎないため、インプレイの商品は販売されていないとのことである。

(イ) 販売方法

スポーツくじは、19 歳以上の者を対象に、店舗及びオンラインで 1 口 100 ウォン(約 11 円)から販売されている。スポーツくじの対象となる試合は、1 年間に多数設定されるところ、韓国においては、スポーツくじの対象となる試合を、1 年の中で一定の期間で区切り、各期間内に行われる試合の集合体を「回次」という単位で表している。スポーツくじは、この回次に紐付く形で発行され、toto については、回次内の最初の試合が開始される 10 分前

⁴¹ STK によれば、海外リーグの試合を対象としたスポーツくじの売上と韓国国内のリーグの試合を対象としたスポーツくじの売上の割合については、公開することはできないとのことである。

⁴² 本調査実施時点における商品の種類は、toto が 18 種類、proto が 2 種類となっている。

に発売が締め切られ、proto については、回次内の各試合の開始 10 分前に発売が締め切られる。年間の回次数は、文化体育観光部の承認を受けて決まり、本調査実施時点では年間 1,200 回次とされている⁴³。

一人当たり 1 回次ごとに、店舗での購入であれば 10 万ウォン(約 1 万 1,130 円)、オンラインでの購入であれば 5 万ウォン(約 5,565 円)まで購入できる。

韓国籍を有する者であれば、国内居住者及び外国居住者のいずれであるかを問わず、店舗及びオンラインでスポーツくじを購入することができる。また、2023 年 4 月より、韓国在住の外国人も店舗及びオンラインでスポーツくじを購入できるようになった。しかしながら、店舗及びオンラインでの販売比率は、店舗販売の方がオンライン販売よりも圧倒的に多い。2007 年当時、店舗販売が約 88.5%を占めており、オンライン販売の比率は約 11.5%に留まっていたが、2023 年時点でも、オンライン販売は約 13.5%で店舗販売が約 86.5%を占めており、オンライン販売の比率は拡大していない。オンライン販売の比率が低い理由について、STK によれば、スポーツくじの購入者の多くが、店舗で直接くじを手に取りたいという考えが強いため、オンラインでの購入率が伸びていないものと推測しているとのことである。

なお、スポーツくじの販売促進のため、STK 及びスポーツ団体が連携して、年に 30~40 回ほど、スポーツくじの対象となる試合が開かれる競技場で、顧客体験、スポーツくじの健全化活動等の現場プロモーションを行っている。また、STK 及びスポーツ団体が連携して商品設計を行うこともあり、KBO リーグによれば、同リーグは STK との共同マーケティングの一環として、2024 年のシーズンから、リーグ戦の最終結果を開幕前に予想する新商品を販売しているとのことである。

キ. 広告規制

スポーツくじ事業を含む射幸事業においては、過度に射幸心を煽るような広告・宣伝行為がなされないよう、NGCC が、現場を確認し、指導・監督を行うこととされている(NGCC 法 18 条 1 項 1 号)。NGCC による指導・監督の基準については、射幸産業に関する広告・宣伝行為の現場の確認及び指導・監督規則(以下「**指導・監督規則**」という。)に定められている。

指導・監督規則は、例えば、射幸事業者が利用できる広告・宣伝媒体を、新聞、インターネット新聞、雑誌等の定期刊行物、放送、インターネット・マルチメディア放送、電気通信その他のメディアと定め、比較的幅広く媒体の利用を認めているが(同規則 5 条)、テ

⁴³ オペレーターは、KSPO に対し、毎年、スポーツくじの対象種目、対象となる試合等の名称・日程、スポーツくじの年間の発行回数、スポーツくじの発売方法、toto・proto の年間の予想販売額等をまとめた運営計画及び収入支出予算書を提出する必要がある(国民体育振興法 31 条、同法施行令 38 条 1 項、2 項)。KSPO は、文化体育観光部長に対し、オペレーターから受領した運営計画及び収入支出予算書に、経費の執行計画を添付して提出する必要がある(同施行令 38 条 3 項)。

レビについては、午後 10 時から翌日午前 7 時まで、ラジオについては、午後 5 時から翌日午前 8 時までの間は利用が禁止されている(同規則 7 条 2 項 1 号、2 号)。また、射幸事業者は、主に青少年を対象とするような広告・宣伝行為、学校保健法に基づく学校環境衛生浄化区域内での広告・宣伝行為等については、最大限自制しなければならない(同規則 8 条)。

その他、KSPO 及びオペレーター以外の者が、スポーツくじ等を発行し、当選者に財物や財産上の利益を提供する行為を広告・宣伝した場合やスポーツくじ等の購入の仲介・斡旋をした場合には、3 年以下の懲役又は 3,000 万ウォン(約 334 万円)以下の罰金に処せられる(国民体育振興法 26 条 1 項、2 項 3 号、49 条 1 項)。

ク. 依存症対策

(ア) 韓国における依存症の実態

韓国においては、ギャンブル依存症は、その依存度の高低に応じて、①非問題性、②低危険、③中危険、④問題性の 4 つの段階で把握されている。このランク付けは、NGCC が、2 年に 1 度、一般人及び射幸事業者に対し、Canada Problem Gambling Index のフォーマットを利用して行うアンケート調査の結果に基づき行われている。NGCC は、上記 4 段階のうち、③中危険及び④問題性に位置づけられる者を依存症患者と判断している。

NGCC によれば、各射幸事業の利用者のうち依存症に陥る者の割合を、射幸事業ごとに示すと、下表のとおりであるとのことである。

射幸事業	利用者のうち依存症に陥る者の割合
カジノ	約 50%
競馬、競輪、競艇	約 40%
スポーツくじ	約 20～25%
宝くじ	約 10%

なお、射幸事業全体で見ると、最も重度な依存状態である④問題性の割合は、2008 年は約 2.3%であったが、2018 年には約 1.8%に低下し、それ以降、1%前後を推移している。

(イ) NGCC

NGCC は、2007 年 1 月に発足した国務総理直轄の組織である。前記脚注 29 とおり、NGCC 法上、競馬、競輪、競艇、闘牛、スポーツくじ、カジノ及び宝くじが射幸事業として規定されているところ、NGCC は、これら 7 つの射幸事業を管理・監督等している。

本調査実施時点で、NGCC は、国務総理が任命する首相によって任命された委員長・委員 10 名、企画財政部、行政安全部、文化体育観光部及び農林畜産食品部の次官級公務員各

1名からなる事務局を中心に構成される。構成員の人数は約60名である。NGCCの主な事務は、以下のとおりである(NGCC法5条)。

- ① 合法射幸事業の統合的な管理・監督及び健全化並びに韓国違法市場を根絶するための総合的な計画の策定及び施行
- ② 過度な射幸心の誘発の防止のための、射幸事業者への現場指導・監督
- ③ 合法射幸事業及び韓国違法市場における依存症その他ギャンブルに起因する問題の予防と治癒等、社会的副作用を解消する対策の策定
- ④ 射幸産業を健全なレジャー産業に発展させ、韓国違法市場を根絶するために必要な調査・研究及び評価
- ⑤ 合法射幸事業に対する社会的認識の転換と過度な射幸行為の誘発を防止するための教育・広報
- ⑥ 青少年を対象としたギャンブル依存症の予防教育の実施

2017年に国民体育振興法を改正して、国民体育振興基金に会計区分を導入し、従来どおりKSPOが管理する資金を「国民体育振興勘定」とするとともに、新たにNGCCが資金管理するための「ギャンブル依存症予防・治療勘定」を新設した。これにより、射幸事業者に対し、GGYの0.35%を「ギャンブル依存症予防・治療負担金」として賦課し、国民体育振興基金のギャンブル依存症予防・治療勘定においてNGCCが管理することとなった。2024年のギャンブル依存症予防・治療勘定の予算は、約240億ウォン(約27億円)とされている。

(ウ) KPGA

韓国においてギャンブル依存症が社会問題となったことを受けて、NGCCの「第1次射幸産業健全発展総合計画(2008年～2013年)」の中に重点推進課題として「ギャンブル依存症等の射幸性産業による副作用の解消」が含まれるようになった。当該課題に対応するためには、ギャンブル依存症の予防・治癒に関するニーズの増加に対応する専門機関が必要ということになり、NGCCは、2012年に直属の「中毒予防治癒センター」を廃止し、射幸産業によるギャンブル依存症の予防・治癒・リハビリをさらに専門的に担う機関の設立を推進することになった。

これを受けて、まず、専門機関の運営に必要な財源を安定的に確保できるよう、2012年5月のNGCC法の改正により、韓国政府が承認している合法の射幸事業者に対して、ギャンブル依存症予防・治療負担金を賦課・徴収できる根拠規定が設けられた(同法14条1項)。その後、2013年8月28日に韓国賭博問題管理センターが設立されると、同センターは、2022年7月に名称が変更され、「韓国賭博問題予防治癒院(KPGA)」となった⁴⁴。

NGCCとKPGAはいずれも公的機関であるが、NGCCは、前記(イ)のとおり、国家機関としてギャンブル依存症問題の予防と治癒等に関する対策を策定するのに対し、KPGAは、

⁴⁴ KPGAの設立根拠規定はNGCC法14条1項である。

公共機関として国民に対してギャンブル依存症問題の予防・治癒のための事業及びサービスを提供する役割を遂行する機能を有する。具体的な事務は、以下のとおりである(NGCC法14条1項)。

- ① 依存症の予防・治癒のための相談、教育及び広報、並びに、関連プログラムの開発及び普及
- ② 依存症の予防・治癒のための調査、研究、分析及び評価
- ③ 依存症の予防・治癒のための専門人材の養成
- ④ 専門医療機関等との連携及び協力
- ⑤ 依存症の予防事業及びギャンブル依存症の治癒・リハビリ事業の支援⁴⁵
- ⑥ 依存症の予防・治癒関連の国際交流及び協力
- ⑦ 青少年の依存症に関する調査及び研究
- ⑧ NGCC から委託を受ける事業
- ⑨ 依存症その他ギャンブルに起因する問題の予防・治癒のために必要な事業又は活動

なお、KPGA の予算は、全てギャンブル依存症予防・治療負担金から拠出されており、税金からの徴収はなく、民間からの支援も受けていない。

(エ) 総量規制

NGCC によれば、NGCC の発足当時、射幸産業の管理・監督方法について調査が行われたとのことである。当該調査では、GDP に対する射幸産業の売上高の割合に着目したところ、韓国の射幸産業の売上高の割合は、GDP に対して平均で約 6～7%であるのに対し、OECD 諸国の射幸産業の売上高の割合は、GDP に対して平均で約 0.58%であることが明らかになった。これを受けて、GDP に対する射幸産業の売上高の割合を OECD 諸国と同水準まで下げる必要があると認識されたとのことである。

そこで、NGCC は、射幸事業を一定の経済規模に制限することで、射幸事業の過度な拡大を防止し、射幸事業の規模を適切な水準に管理することを目的として、GGY に一定の対 GDP 比率を用いて算出した上限を課す総量規制を設けた(NGCC 法5条2号、同施行令2条)。なお、NGCC によれば、規制の対象を総売上高ではなく総粗収益である GGY としたのは、GGY の方が射幸事業の経済実態をより効率的に表すものと考えられていたためとのことである。

⁴⁵ 直営センターである中央センター及び旌善(チョンソン)センターでは、ギャンブル依存症問題を抱えている者やその家族等に向けて相談サービス、治癒・リハビリプログラムを提供している。また、本調査実施時点で、地域センター(12か所)及び民間の専門相談機関(39か所)を指定し、ギャンブル依存症の専門相談及び治癒プログラムを提供できるよう事業費及び相談料を支援している。地域センターには全ての運営費を、民間の専門相談機関には相談料をそれぞれ支援している。

GGY の総量は、毎年、NGCC の議決により設定されるが、その際には、概ね、以下の事項を考慮し、調整した上で、設定される(NGCC 法施行令別表「総量基準」二のロ)。

- ① NGCC 法 16 条 1 項に基づく総合計画で定められた GDP に対する射幸事業全体の GGY の目標比率
- ② 前年度の射幸事業全体の GGY に対する各射幸事業の GGY の比率
- ③ 射幸事業別の依存症の有病率
- ④ 射幸事業別の健全化評価の結果

NGCC は、スポーツくじにおける GGY の総量を設定した後、文化体育観光部に通知する。NGCC は上限を設定するのみであり、GGY の総量の遵守に向けた細かな方策等については文化体育観光部や KSPO が判断して推進している。

射幸事業全体の 2023 年分の GGY の総量規制は約 11 兆ウォン(約 1 兆 2,354 億円)に設定されていたところ、年間売上高は約 22 兆ウォン(約 2 兆 4,707 億円)であり、総 GGY は約 10 兆ウォン(約 1 兆 1,231 億円)であった。

総量規制に違反した場合には、オペレーターに対して、「ギャンブル依存症予防・治療負担金」が加重されて徴収される(NGCC 法 14 条の 2 第 2 項)。

もっとも、前記の総量規制には例外があり、オリンピックやワールドカップ等の国際大会の支援等に関する法規である国際競技大会支援法は、法定の国際大会の準備・運営に必要な費用を充当するために必要な場合には、所定の手続を経て、スポーツくじの発行数を増量することができることとされており、これによる発行には、総量規制が適用されない(NGCC 法 17 条 1 項、4 項)。

ケ. インテグリティ対策(不正対策)⁴⁶

(ア) 法令上の対策

国民体育振興法は、①スポーツくじ発行事業者(KSPO)及び受託事業者(オペレーター)、②スポーツくじ発行事業の監督者⁴⁷、③スポーツくじ対象試合の選手、監督、コーチ、審判及び競技団体(チーム等)の役職員、④スポーツくじ対象試合の主催団体(リーグ等)の役職員並びに⑤その他スポーツくじ発行事業に従事する者⁴⁸は、スポーツくじの購入、購入の斡旋又は取得をしてはならず、これに違反した場合、5年以下の懲役又は5,000万ウォン(約557万円)以下の罰金に処せられる旨を定めている(同法 30 条 2 項、48 条 1 項 5 号)。

⁴⁶ 選手の誹謗中傷対策については、各ヒアリング先に確認したものの、具体的な対策に関する回答を得ることはできなかった。

⁴⁷ 文化体育観光部に所属する公務員であって、スポーツくじに係る業務を担当する者を指す(国民体育振興法施行令 37 条 1 項)。

⁴⁸ KSPO のスポーツくじ事業に関する部署の役職員とオペレーターの役職員が含まれる(国民体育振興法施行令 37 条 2 項)。

また、前記①から⑤に該当する者は、払戻金支払禁止者とされ(国民体育振興法 30 条 3 項)、オペレーターから再委託を受けた銀行は、これらの者に対して払戻金を支払ってはならず、必要に応じて、文化体育観光大臣、出版社、体育協会、競技大会開催団体等に対し、払戻金支払禁止者の氏名、住民登録番号及び外国人登録番号の資料の提出を求めることができる。なお、2023 年の同法の改正により、専用のシステムにおいて、還付申請者の住民登録番号等の個人情報をも特定することで、払戻金支払禁止者に該当するか否かを確認することができるようになった。

加えて、偽計又は威力を用いてスポーツくじの対象種目となるスポーツ競技の公正な実施を妨害した者は、5 年以下の懲役又は 5,000 万ウォン(約 557 万円)以下の罰金に処せられる(国民体育振興法 48 条 1 項 6 号)。

(イ) オペレーターやスポーツ団体による対策

韓国では、2011 年に、プロサッカーリーグ(K リーグ)における大規模な八百長事件が発覚している。当該事件においては、スポーツくじにより利益を得ようとした暴力団関係者が K リーグ選手に接触して試合結果の操作を依頼し、スポーツくじの当選払戻金から成功報酬として選手に謝礼金を支払っていたとされ、多数の選手が犯行に関与した。当該事件では、最終的に、八百長に関与した 41 名の選手について、K リーグと韓国サッカー協会から永久追放処分を科された上、当該選手は全員、FIFA によって、全世界のリーグやサッカー協会からも永久に追放されることとなった。当該事件は、韓国プロサッカー史上最悪と言われるスキャンダルである。このほか、2012 年にはプロバレーボールリーグ、2013 年にはプロバスケットボールリーグ、2012 年及び 2016 年にはプロ野球でもそれぞれ八百長事件が発覚している。韓国では、これらの不祥事を踏まえて、オペレーターやスポーツ団体によるインテグリティ対策が進められている。

STK では、EWS (緊急通報システム)を導入し、スポーツくじの取引をリアルタイムでモニタリングしている。購入額が一定水準を超えた場合には、異常として扱い、担当部署から保全企画部署に報告が行われ、KSPO とスポーツくじの対象種目のスポーツ団体(リーグ)に通報される。かかる通報を受けたスポーツ団体は、異常が検知された試合を行っているチームに報告を行い、当該チームの担当者が、当該試合の審判並びにチームの監督及びキャプテンを集めて状況を確認する体制が構築されている。但し、STK によれば、本調査実施時点までに上記通報が行われたことはないとのことである。

さらに、STK によれば、STK は、UNITED LOTTERIES FOR INTEGRITY IN SPORTS (以下「ULIS」という。)に加盟し、ULIS のネットワークを活用して、国際的な八百長等に関連する情報を交換しているとのことである。また、ULIS では海外リーグやトーナメントのリスク評価を実施しているため、STK では、くじの対象となるリーグや試合を選定する際に、ULIS のリスク評価結果を参考にし、八百長等が行われやすいリーグや試合等をくじの対象から排除する体制が整えられているとのことである。加えて、海外での捜査等が必要にな

るような八百長事案があった場合には、ULIS を通じて、国際スポーツ団体や現地スポーツ団体(リーグ)、インターポール等に通報する体制が整えられているとのことである。

1. 成功・不成功の要因

韓国では、スポーツくじの導入当初から、スポーツくじの運営を民間事業者に包括的に委託している。その結果、複数の民間事業者が関与し、各事業者の営利事業における経験・ノウハウを十分に生かすことができている。具体的には、民間事業者がオペレーションを行うことで、多様な商品設計、スポーツ団体と連携したプロモーション等を主体的に実現することができており、これらはスポーツくじの市場の早期の定着・拡大に繋がっているものと推察される。

また、固定オッズである proto を導入し、欧州の国々が採用している払戻率や韓国国内の競馬、競艇及び競輪の払戻率(約 72%)を参考に、proto の払戻率を 50~70%に設定したことや、韓国違法市場の拡大に対抗する観点を含めた商品の改良が進んでいること等により、スポーツくじの市場規模は順調に拡大を続けている。このようなスポーツくじの市場規模拡大は、韓国国民のスポーツへの関心を高めることに繋がっているものと考えられ、スポーツファン拡大及びファンエンゲージメントに資する取組として一定の成果を挙げているものと評価できる。

2. インテグリティ対策

(1) 総論

前記 1.のとおり、台湾及び韓国においては、スポーツくじの市場規模が順調に拡大しており、スポーツファン拡大及びファンエンゲージメントに資する取組として一定の成果を挙げているものと評価できる。一方、スポーツコンテンツの魅力向上に資するためには、スポーツが健全かつ公正に実施されることが前提であり、このため、各国においてインテグリティ対策が進められている。近年でも、台湾及び韓国において度々、八百長事件等によりスポーツのインテグリティが脅かされる不祥事が発覚しており、これらの不祥事を受けて、八百長防止等の観点から各種インテグリティ対策がより一層推進されている状況にあることは、前記 1.で述べたとおりである。

こうした状況を踏まえ、主要な国々や国際的なスポーツ団体等が取り組むインテグリティ対策についても調査を行った。具体的には、米国については MLB 及び NBA、英国については Premier League を対象とし、スポーツ団体の国際統括団体として全世界を対象にインテグリティ対策を行っている IOC や、IF(国際競技連盟)である FIFA、FIBA 及び WA におけるインテグリティに関する国際的な取組についても調査を行った。また、インテグリティに係るオーストラリア政府組織である SIA のインテグリティ対策に関しても調査を

行った。

なお、スポーツにおけるインテグリティとは、「スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態」を指す⁴⁹。スポーツに対する脅威には、汚職・腐敗、暴力・ハラスメント、ドーピング、八百長のリスク等の様々なものが挙げられるが、本調査では、スポーツ競技の不正操作⁵⁰対策に係る取組に限定して調査を行った⁵¹。

また、特に予想系のスポーツくじの購入者は、自己がくじに当選しなかった腹いせ・逆恨み等の動機から、選手個人に対する誹謗中傷を行う可能性があると考えられることから、この点の対策に係る取組についても併せて調査を行った。

【参考】 Sportradar によるインテグリティ関連調査

インテグリティサービス事業者である Sportradar は、世界における腐敗・八百長リスクに関する調査を定期的実施している。Sportradar が 2023 年 3 月に公表した報告書(Betting Corruption And Match-Fixing In 2022)によれば、Sportradar が 2022 年に監視した試合における八百長の疑い等に関する調査結果の概要は以下のとおりである。

- ① 八百長の疑いがある試合は、特定のスポーツに限らず、かつ、世界的な広がりを見せており、今後も増加する見込みである。
- ② 12 種類のスポーツに関して八百長の疑いがあり、疑いがあった試合数は合計 1,212 件に上った(前年比 34%増)。最大の割合を占めたのはサッカーの 775 件であり(約 64%)、前年から 81 件増加した⁵²。バスケットボールでは前年から 157 件増加して 220 件、卓球では前年から 51 件増加して 62 件の八百長の疑いがあった試

⁴⁹ 日本スポーツ振興センターウェブサイト(<https://www.jpnnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/516/default.aspx>, 2024 年 2 月 29 日最終閲覧)。

⁵⁰ 「スポーツ競技の不正操作」は、オリンピック・ムーブメント規程(後記(5)イ.ウ参照)では、「自己又は他人が不当な利益を得ることを目的として、スポーツ競技における不確実性の全部又は一部を排除するために、競技の結果又は過程の不適切な変更に向けて行う意図的な調整、作為又は不作為」(意図的な調整)及び「試合の不正操作又はその他の形態の不正に関連して利益を供与する、要求する、受領する、手に入れようとする、又は受け入れること」(不正行為)と定義されており(オリンピック・ムーブメント規程 2.2 条)、八百長も含む概念である。もっとも、本調査では、各団体の規程類やヒアリング対象者の説明内容等、原典の表現に即した記載を優先しているところ、各団体における「八百長」及び「スポーツ競技の不正操作」の用語の用法は必ずしも統一されていないことから、これらの用語を厳密に区別せず使用している点に留意されたい。

⁵¹ 以下では、単に「インテグリティ」と記載した場合も、スポーツ競技の不正操作対策に係るインテグリティのみに言及する。

⁵² Sportradar によれば、2023 年においても、八百長の疑いがあった試合のうち、最大の割合を占めたのはサッカーとのことである。IBIA においても、Sportradar と同様の調査が行われているところ、IBIA が公表している 2023 Integrity Report によれば、2023 年に報告された合計 184 件の八百長等の疑いのうち、最大の割合を占めたのはサッカー(63件)、次いでテニス(54件)である。なお、ITIA によれば、2023 年に ITIA が受領したテニスの試合の八百長等の疑いに関する警告は合計 101 件とのことである(但し、ITIA は、選手の健康状態、プレイコンディション等の八百長以外の理由によって異常な賭けパターンが生じることもあるため、警告が必ずしも八百長を示唆するものとは限らない旨留保している)。

合が確認された。

- ③ 各スポーツの開催試合数に占める八百長の疑いがあった試合の割合については、サッカーが 0.59%、バスケットボールが 0.51%に留まり、1%を超えるスポーツは存在しなかった。また、全スポーツの開催試合数に占める八百長の疑いがあった試合の割合は 0.5%未満に留まり、(八百長の疑いがある試合数は増加傾向にあるものの)依然として八百長の疑いがない試合が大多数(99.5%超)を占めている。
- ④ 八百長の疑いが確認された上位 3 地域は、ヨーロッパ(630 件)、アジア(240 件)、南米(225 件)である⁵³。また、北米とオセアニアを除く各地域で、前年と比較して八百長の疑いがある試合数が増加傾向にあった。例えば、アフリカは前年比 82%増、南米は前年比 72%増と、それぞれ大幅に増加した。
- ⑤ 八百長は、トップのプロリーグではなく、2 部以下のリーグやアマチュアリーグにおいて発生しやすい傾向にある⁵⁴。この点に関しては、1 部リーグであれば、選手の報酬が高いことに加えて、八百長防止に関する選手教育等のインテグリティ対策が充実しているが、2 部以下のリーグでは、選手の報酬が低く、選手教育等のインテグリティ対策が十分とはいえない等の事情がある。そのため、2 部以下のリーグの選手にとっては、八百長による見返りがより魅力的に感じられることから、このような傾向が表れていると考えられる⁵⁵。

(2) 米国

ア. MLB (Major League Baseball)

イ) ルール等

MLB の選手、監督、コーチ、審判その他の関係者の不正行為を規律する Major League Rule 21 (以下「MLR21」という。)では、選手に対して、八百長等(試合に負けることを約束する又は故意に試合に負けるなどの行為)を行うことを禁止しており、違反した場合には永

⁵³ Sportradar によれば、2023 年も上位 3 地域に変更はないとのことである。IBIA の 2023 Integrity Report においても、2023 年に報告された八百長等の疑いがあった試合 184 件のうち 113 件が欧州、19 件が南米、17 件がアジアで上位 3 地域を占めており、類似の傾向が示されている。

⁵⁴ 例えば、Sportradar によれば、2022 年に、サッカーで八百長の疑いがあった試合のうち、約 52%は 3 部以下のリーグ(ユースや地域リーグを含む。)で確認されたものであり、バスケットボールで八百長等の疑いがあった試合のうち、約 56%はアマチュア戦や 2 部以下のリーグで確認されたものであったとのことである。

⁵⁵ IBIA も、サッカー及びテニスに関し、トップレベルと比較した下位レベルにおいて、不正が疑われる事案の警告がより多いことを指摘した上、その原因として、サッカー及びテニスのいずれにおいても、下位レベルの試合の方が実質的にスポーツベッティングの対象とされる試合数が多いことを挙げている(International Betting Integrity Association, 2021. An Optimum Betting Market: A Regulatory, Fiscal & Integrity Assessment, pp. 61-62)。

久資格停止処分という制裁が科される(MLR21 第 21 条(a))。また、選手、審判、並びに球団又はリーグの役員及び従業員に対して、野球の試合に対する賭けを行うことを禁止しており、違反した場合には、自身が職務を行う義務を負う試合であれば永久資格停止処分、自身が職務を行う義務を負わない試合であれば 1 年間の資格停止処分という制裁が科される(同条(d)(1)(2))。さらに、選手、審判、並びに球団又はリーグの役員及び従業員に対して、違法なベッティング事業者を利用して賭けを行うことを禁止しており、違反した場合には、事案に応じてコミッショナーが適切と考える制裁が科される(同条(d)(3))。加えて、選手、審判、並びに球団又はリーグの役員及び従業員に対して、違法なベッティング事業者のために働くことを禁止しており、違反した場合には、最低でも 1 年間の資格停止処分という制裁が科される(同条(d)(3))。

また、MLB と MLBPA (Major League Baseball Players Association : 米国プロ野球リーグ選手会)との間で締結された 2022 年 3 月 10 日付団体交渉協約(COLLECTIVE BARGAINING AGREEMENT。以下「CBA」という。)の ATTACHMENT 60 において、40 人枠(各 MLB 球団の選手登録枠)の選手を適用対象として、SPORTS BETTING POLICY FOR MAJOR LEAGUE PLAYERS (以下「MLB Policy」という。)が策定されている。MLB と MLBPA との間で締結された CBA は、両当事者間の長期間の交渉を経て締結されたものであるが⁵⁶、米国各州においてスポーツベッティングの合法化が進んでいることを踏まえ、新たに策定された MLB Policy において、八百長等に関するルールが盛り込まれるに至っている⁵⁷。

MLB Policy では、MLB の試合であるか否かを問わず、野球の試合やイベントに対して賭けを行うこと(MLB Policy 第 1 条(A))、八百長等を行うこと(同条(E))等を禁止している。また、合法的なスポーツベッティング事業者のために行う行為に関して、許容行為と禁止行為が規定されている(同条(G))ほか、野球を対象種目に含むスポーツベッティング事業者に対して持分や経済的利益を有すること、かかる事業者から借入をすること等の行為を禁止している(同条(H))。これらの規定に違反した場合、CBA に基づき、罰金、出場停止等の懲戒処分が科されるものと考えられる(CBA ARTICLE XII—Discipline)。

(イ) 教育

MLB によれば、選手に対するスポーツベッティングに関する教育は、MLB が実施しており、MLBPA は関与していないとのことである。具体的には、MLB は、当該教育を春季キャンプ等を実施しているほか、マイナーリーグの若手選手、州ごとの規制を深く理解し

⁵⁶ 米国プロスポーツリーグにおいては、リーグと選手会との間での綿密な交渉を通じて CBA が締結される。CBA は、リーグ・チーム・選手会・選手といった関係当事者による合意であるため、法制度上最も重要な位置づけであるとされている(Glenn M. Wong=川井圭司『スポーツビジネスの法と文化 アメリカと日本』104 頁(成文堂、2012 年)参照)。

⁵⁷ MLB によれば、同ポリシーの策定に当たっては、八百長対策や野球への賭けの禁止等の事項はリーグと選手会とが協調して取り組むべきものとして、率直な議論が交わされたとのことである。

ていない可能性がある外国人選手等に対しては、個別に教育を実施しているとのことである。また、MLBは、審判及びスタッフに対する教育も実施しているとのことである。

(ウ) 調査・モニタリング

MLBは、2019年頃から Sportradar 等のインテグリティサービス事業者との間でパートナーシップ契約を締結し、これらの事業者のベッティングモニタリングサービスを利用している。Sportradar 等のモニタリングサービスは、ユーザーの賭け行動のパターンを分析⁵⁸することで、試合の八百長等が行われていることを疑わせるような取引を特定しており⁵⁹、特定の試合において八百長等が行われていることを疑わせるような取引が検出された場合に、MLBに対して警告を発出する仕組みになっている。

また、MLBは、複数のスポーツベッティング事業者との間でパートナーシップ契約を締結し、スポーツベッティング事業者に対してロゴや公式データの利用を許諾する一方で、八百長等に関する監視を義務付けており、八百長等が疑われた場合にはこれらの事業者からも情報提供を受けることになっている。

これらの監視等の結果、八百長等が疑われた場合、MLBは、関係当局やインテグリティサービス事業者等と協力しながら調査を進めていくこととなる。

(エ) 誹謗中傷対策

MLBによれば、MLBではファン向けの行動規範を策定しており、同規範において、選手に対する誹謗中傷を禁止しているとのことである⁶⁰。

また、MLBによれば、選手に対する誹謗中傷が発生した際、当該選手が通報を行うためのホットラインを設置しており、当該ホットラインに通報があった場合、情報セキュリティ部門が、誹謗中傷を受けた選手の住所の情報を非公開にするなどの対応を行っているとのことである。なお、同部門は、誹謗中傷を受けた選手が FBI (Federal Bureau of Investigation)に通報することをサポートしているとのことである。

⁵⁸ Sportradarによれば、オッズ変更その他の個人のベッティングデータ等の情報を収集し、当該情報に基づき分析しているとのことである。

⁵⁹ Sportradarによれば、監視システムが一次的にピックアップし、最終的には専門家の判断を経て、試合の不正操作が行われていることを疑わせるような取引を特定しているとのことである。

⁶⁰ 当該行動規範は公表されていない。なお、MLBの各球団では、MLBが策定した当該行動規範をベースに、独自のファン向けの行動規範を策定していると考えられる。例えば、ロサンゼルス・ドジャースは、ファン向けの行動規範において、ファンによる差別的な言動等を容認しない旨定めている(Fan Code of Conduct)。

4. NBA (National Basketball Association)

(ア) ルール等

NBA と NBPA (National Basketball Players Association : 米国プロバスケットボールリーグ選手会)との間で締結された 2023 年 7 月 1 日付 CBA に添付されている NATIONAL BASKETBALL ASSOCIATION UNIFORM PLAYER CONTRACT (チームと選手との間の選手契約(統一契約書)。以下「**NBA 統一契約書**」という。)では、選手に対して、バスケットボールの試合に対する賭けを行うことを禁止しており、選手が金銭等を賭けた又は賭けようとした場合等にコミッショナーの判断で当該選手に対して出場停止処分等の制裁が科され得る旨が規定されている(NBA 統一契約書 5 条(e))。なお、NBA によれば、NBA と NBPA (National Basketball Referees Association : 全米バスケットボール審判協会)との間で締結された CBA⁶¹において、審判に対しても、あらゆるスポーツの試合に対する賭けを行うことを禁止しているとのことである。

また、NBA によれば、NBA の選手、監督、コーチ、審判その他の関係者を規律する Gaming Policy⁶²では、選手、監督、コーチ、審判等が八百長等を行うことを禁止しているほか、より広範に、試合やイベントの経過・結果に影響を与える行為又は経過・結果を操作する行為を禁止しているとのことである。

(イ) 教育

NBA によれば、選手に対するスポーツベッティングに関する教育は、NBA が実施しており、NBPA は関与していないとのことである。また、NBA は、審判及びスタッフに対する教育も実施しているとのことである。

(ウ) 調査・モニタリング

NBA は、2016 年頃から Sportradar 等のインテグリティサービス事業者との間でパートナーシップ契約を締結し、これらの事業者のベッティングモニタリングサービスを利用している。Sportradar 等のモニタリングサービスは、ユーザーの賭け行動のパターンを分析することで、試合の八百長等が行われていることを疑わせるような取引を特定しており、特定の試合において八百長等が行われていることを疑わせるような取引が検出された場合に、NBA に対して警告を発出する仕組みになっている。

⁶¹ 当該 CBA は公表されていない。

⁶² 当該 Gaming Policy は公表されていない。

また、NBA は、複数のスポーツベッティング事業者との間でパートナーシップ契約を締結し、スポーツベッティング事業者に対してロゴや公式データの利用を許諾する一方で、八百長等に関する監視を義務付けており、八百長等が疑われた場合にはこれらの事業者からも情報提供を受けることになっている。NBA は、選手その他の関係者が利用できる匿名の通報窓口も設置している。

これらの監視等の結果、八百長等が疑われた場合、NBA は、関係当局やインテグリティサービス事業者等と協力しながら調査を進めていくこととなる。

(エ) 誹謗中傷対策

NBA ではファン向けの行動規範である NBA FAN CODE OF CONDUCT を策定しており、同規範において、「選手とファンは互いを理解し、尊重する」ことを定め、選手に対する誹謗中傷を禁止している(同規範1項)。

また、NBA によれば、NBA は、2019 年シーズンの開幕以降、NBA に所属する全てのチームに対し、選手が誹謗中傷を受けて精神被害が発生した場合等のメンタルケアの仕組みを整えるため、①セラピスト、心理学者等のメンタルヘルスの専門家との関係構築、②薬物療法が必要な場合やより深刻な懸念に対処する場合に備えるための資格を持つ精神科医との関係構築、③メンタルヘルスに関する緊急事態に対するアクションプランと健康と福祉の活動を書面でまとめた **Playbook** の備置を義務付けているとのことである⁶³。これらに加えて、全ての選手は、マインドフルネス用のアプリ「**Headspace**」を無料で利用できるとのことである。

(3) 英国

ア. Premier League

(イ) ルール等

Premier League の選手、監督、コーチ、審判その他の関係者(以下「**Premier League 関係者**」という。)の不正行為を規律する **Handbook**⁶⁴では、Premier League 関係者に対して、同リーグに限らずあらゆるサッカーの試合に対する賭けを行うことを禁止している(**Handbook** 10 章 E 節 8.1 条)。かかる規定に違反した場合、**DISCIPLINARY REGULATIONS**

⁶³ これらの義務を定めるルール等は公表されていない。

⁶⁴ **Handbook** は、英国におけるサッカー競技連盟である **The Football Association** (以下「**FA**」という。)が策定する規則集であり、競技規則やクラブと選手との間の選手契約(統一契約書)等が掲載されている。

(Handbook 11 章)に基づき、罰金、出場停止等の制裁が科されるものと考えられる (Handbook 11 章 A 節 41 条)。

なお、Premier League 関係者が守るべき原理原則として、Statement of Principles が策定されている。Statement of Principles では、試合のインテグリティの確保を含めて「フェアであること」が価値として挙げられた上で、「フェアに競う」ことが原則の一つとして掲げられているところ、八百長を行うことは、かかる原則により禁止されていると解される。

(イ) 教育

英国プロサッカー選手会である PFA によれば、選手に対するスポーツベッティングに関する教育は、PFA 及び Premier League の各クラブが実施しているとのことである。

(ウ) 調査・モニタリング

Premier League において生成・取得されるあらゆるスポーツデータは、Premier League のデータ関連会社である DataCo において一括管理されているところ、DataCo は、スポーツベッティングに利用されるデータに関しては、2019 年以降、Genius Sports との間でパートナーシップ契約を締結し、Genius Sports に対して有償で独占的なライセンスを付与している。そのため、Premier League は当該契約に基づき、DataCo を介して提供される Genius Sports のベッティングモニタリングサービスを利用している。Genius Sports のモニタリングサービスは、特定の試合において八百長等の疑いが検出された場合には、Premier League 及び FA に対して警告を発出する仕組みになっている。

監視の結果、八百長等が疑われた場合、FA は、その内容によって、当該選手や試合について調査を行うことになる。Premier League によれば、当該八百長等の疑いに関して FA が Premier League との間で意見交換の場を持つこともあるとのことである。

(エ) 誹謗中傷対策

Premier League は、選手やその家族、スタッフ等に対する誹謗中傷が発生した際、当該選手やクラブが通報を行うためのホットラインを設置している。また、Premier League によれば、誹謗中傷対策の一環として、選手やクラブに対して、SNS アカウントの管理方法についてアドバイス等を行っているとのことである。

(4) オーストラリア

ア. 概要

オーストラリアは、2019年2月にマコリン条約(後記(5)ア.参照)に署名した。SIAによれば、オーストラリア政府は、本調査実施時点で、スポーツ競技の不正操作等に関する国際的な情報共有の枠組みに参加すべく、同条約の批准に向けて、インテグリティ対策の整備を推進しているとのことである。

イ. SIA (Sports Integrity Australia)設立の経緯

オーストラリア政府は、2012年、スポーツ・インテグリティに関する法制度の整備等を含めた、スポーツ競技の不正操作対策に関する国家政策を打ち出した。2017年5月、オーストラリア政府は、2030年以降のスポーツ分野における成功のためのプラットフォーム構築に向けた施策(SPORT 2030)を策定するため、スポーツ分野における課題を明らかにする目的で、元最高裁判事のJames Wood氏を含む専門家らにスポーツ・インテグリティに関する調査、提言等を依頼し、2018年3月に政府に提言書(REPORT OF THE REVIEW OF AUSTRALIA'S SPORTS INTEGRITY ARRANGEMENTS。以下「Wood Review」という。)が提出された。オーストラリアにおいてはオンラインでのインプレイベッティングが違法であるところ、違法なスポーツベッティング(後記(5)ア.参照)サービスを利用するユーザーが増加している中、Wood Reviewでは、スポーツ競技の不正操作リスクへの対応強化を含む5つのテーマに関して、52の提言が行われた。なお、Wood Reviewでは、オーストラリアがマコリン条約に署名・批准するか否かにかかわらず、同条約を遵守するために最低限必要な機能を備えたナショナル・プラットフォーム(後記(5)ア.(イ)参照)を設置すべき旨が提言されている。

その後、オーストラリア政府は、Wood Reviewの提言内容を基本的に受け入れ⁶⁵、国内のスポーツ・インテグリティに関する全ての事柄を一元的に管理するナショナル・プラットフォームとして、国内に複数あったスポーツ・インテグリティ関連団体を統合の上、SIAを設立した。

ウ. SIAの概要

SIAは、オーストラリアにおけるスポーツ・インテグリティ全般(スポーツ競技の不正操作のみならずドーピング等も含む。)を統括・所管するナショナル・プラットフォームである。ナショナル・プラットフォームとは、後記(5)ア.(イ)のとおり、マコリン条約が締約国に

⁶⁵ オーストラリア政府は、2019年2月12日、Wood Reviewの提言内容を基本的に受け入れるという内容の「Safeguarding the Integrity of Sport - the Government Response to the Wood Review」を公表している。

設置を義務付けている、スポーツ競技の不正操作に対処するための枠組みであるが、SIA はこれに留まらず、上記のとおりスポーツ・インテグリティ全般を統括・所管している。SIA は、主に情報の収集・発信等を行っているが、ドーピングに関する法執行権限も担っている。

SIA の活動は多岐にわたるが、SIA のスポーツ競技の不正操作防止対策に関する取組は、以下のとおりである。

- ① 国内外のスポーツ競技の不正操作防止規制に関する情報を集約・整理し、ウェブサイト上で発信
- ② スポーツ団体、選手その他のステークホルダーに対する対面、e ラーニング、アプリ活用等による教育プログラムの実施
- ③ スポーツにおける行動や振る舞いに関するフレームワーク(競技操作及びスポーツベッティングに関する方針等を含む。)の提供
- ④ スポーツ・インテグリティ(八百長その他の不正行為等の防止、ドーピング対策等を含む。)に関する公開ホットラインの設置
- ⑤ ACIC (Australian Criminal Intelligence Commission : 豪州連邦犯罪情報委員会)との協働・連携

なお、SIA によれば、オーストラリアにおいても、スポーツベッティング市場の拡大に伴い、選手に対する誹謗中傷が発生しており、対策を講じる必要性が高まっているとのことである。この点に関し、SIA では、プラットフォームを取り扱う IT 企業の協力を得て、啓蒙活動等を実施しているとのことである。また、スポーツ団体等に対して、SNS 上の選手への誹謗中傷を含む投稿をフィルタリングし、不適切な行為を行った者をプラットフォーム上から排除するサービスを提供する民間事業者が存在する。加えて、オーストラリア政府は、e-Safety Commissioner⁶⁶を通じた誹謗中傷防止に関する教育、対策等を実施している。

(5) 国際的な取組

ア. スポーツ競技の不正操作に関する欧州評議会条約⁶⁷(マコリン条約)

マコリン条約は、スポーツ競技の不正操作、内部情報の不正利用、脅迫的・腐敗的行為等を含め、スポーツ競技の不正操作の問題に取り組む国際的な協力体制を推進する法的枠組みを世界で初めて提示したものとして、2019年9月1日に発効された。

マコリン条約は、後記イ.(7)のとおり、スポーツ団体の国際統轄団体である IOC が同条約

⁶⁶ オンライン上の誹謗中傷、有害コンテンツの流布等への対応を支援するとともに、オンライン上のリスクについて教育を実施する政府機関である。

⁶⁷ The Convention on the Manipulation of Sports Competitions.

に完全に準拠した各種規程を整備してルール設計を行っていることも踏まえると、スポーツ競技の不正操作や違法なスポーツベッティング⁶⁸対策に関する国際的なインテグリティ水準を定めたものと評価することができる⁶⁹。

(7) 条約の締結経緯⁷⁰

まず、2008年12月に開催された第11回欧州評議会のスポーツ担当大臣会議において、以下の内容を含む決議が行われた。

- ① スポーツ倫理に対する新たな課題として八百長、腐敗及び違法賭博の問題が存在することを認識し、スポーツ団体において問題状況を調査すること
- ② スポーツ組織、NGO 及び専門機関との協力の下、スポーツにおける腐敗を予防・抑制・制裁する方法について研究調査すること
- ③ スポーツ界全体に行き渡る教育・研修・ガイダンスを支援すること

次に、2010年9月に開催されたスポーツ担当閣僚による第18回欧州非公式会議において、「結果の不正操作(八百長)に対するスポーツの完全性の促進に関する決議第1号」が採択された。当該決議では、欧州理事会は、全てのスポーツにおける競技結果の不正操作を防止し、これに対抗することを目的とした効果的な政策と措置を採用することが求められた。当該決議に付属して示されたガイドラインが、現在のマコリン条約の原型となっている。

その後、2011年9月に開催された欧州閣僚委員会の理事会において、「結果の操作に対するスポーツの完全性の促進に関する勧告(CM/Rec(2011)10)」が採択された。当該勧告は、第18回欧州非公式会議を踏襲しながらも、その内容が拡充された。

最後に、2012年3月に開催された第12回欧州評議会のスポーツ担当大臣会議において、「結果の不正操作に対するスポーツのインテグリティの促進に関する国際協力(決議第1号)」が採択された。

これらを踏まえて、2014年9月18日、欧州評議会加盟国を中心に15か国がマコリン条約に署名した。同条約は、その後、欧州評議会加盟国6か国(ノルウェー、ウクライナ、モルドバ、スイス、イタリア及びポルトガル)によって批准され、2019年9月1日に発効した。同条約は、本調査実施時点で、欧州評議会加盟国38か国とオーストラリア、モロッ

⁶⁸ マコリン条約では、違法なスポーツベッティング(illegal sports betting)とは、「スポーツベッティングであって、その種類又は事業者が、消費者の所在する法域の適用法の下で許容されていないもの」と定義されている(同条約3.5条a)。

⁶⁹ なお、マコリン条約では、スポーツベッティングとは、「スポーツ競技に関連する将来の不確実な事象を対象とし、金銭的価値のある賞金を期待して、金銭的価値のある賭け金を賭けること」と定義されている(同条約3.5条)。そのため、本調査で対象とした台湾及び韓国のスポーツくじについても、本条約の射程に含まれ得ると考えられる。

⁷⁰ 石堂典秀「スポーツ競技の操作に関する欧州評議会条約(マコリン条約)の意義と課題」中京ロイヤー35巻1号2-3頁(2021)参照。

コ、ロシアの合計 41 か国によって署名され、うち欧州評議会加盟国 9 か国(上記 6 か国に加えて、ギリシャ、フランス及びアイスランド)により批准されている。

(イ) 条約の内容

マコリン条約は、締約国に対して、スポーツ競技の不正操作対策に関わる国内の公的機関の政策や活動の調整、教育・訓練・啓発活動の実施、法人の責任や自然人処罰に関する立法措置等を義務付けている。同条約における主要な義務の内容は、以下のとおりである。

- ① スポーツ競技の不正操作に対抗する国内の公的機関の規則及び活動の調整(4.1 条)
- ② スポーツ団体等が管轄内のスポーツ競技の不正操作への対抗に協力することを奨励し、適切な場合にはスポーツ団体等に執行権限を委譲(4.2 条)
- ③ スポーツ団体等と必要に応じて協働し、スポーツ競技の不正操作に伴うリスクの特定・分析・評価を実施(5.1 条)
- ④ スポーツ団体等がスポーツ競技の不正操作を撲滅するために必要な手続やルールを整備することの奨励、また、必要に応じた立法その他の措置の実施(5.2 条)
- ⑤ スポーツ競技の不正操作への対抗を強化するための啓蒙活動、教育、訓練及び研究の奨励(6 条)
- ⑥ スポーツ競技の不正操作に対処するナショナル・プラットフォームの設置(13.1 条)

なお、前記⑥のナショナル・プラットフォームは、スポーツ競技の不正操作に関する情報を収集し、関係団体・当局等に情報を伝達する情報ハブとして機能し、スポーツ競技の不正操作への対抗措置を取りまとめるなどの役割を担うものと規定されている(マコリン条約 13.1 条)。

(ウ) Group of Copenhagen

スポーツ競技の不正操作の問題は必ずしも一国内に留まらないところ、前記(イ)⑥のナショナル・プラットフォームの構築・運営・発展を促進するために、マコリン条約の定めるフォローアップ委員会の諮問グループとして、2016 年に欧州評議会でもナショナル・プラットフォーム・ネットワーク(以下「**Group of Copenhagen**」という。)が構築された。**Group of Copenhagen** は、ナショナル・プラットフォームの代表者を集め、専門家の世界的ネットワークとして機能し、スポーツ競技の不正操作を検知、制裁及び防止するために、協力・支援し合う枠組みである。

具体的には、**Group of Copenhagen** は、ナショナル・プラットフォームのグッド・プラクティスの研究・取りまとめ、既存のナショナル・プラットフォームの統合・改善のための支援、新規のナショナル・プラットフォーム創設に向けた支援、国内外の関係者の制度

的・専門的キャパシティ・ビルディング等の文脈において、各国におけるマコリン条約が定める水準での施策の実施を支持するため、情報・経験・知見の交換を行うネットワークである。

4. IOC (International Olympic Committee)

(ア) 概要⁷¹

IOC によれば、IOC によるインテグリティ対策は、①規程の策定、②教育、啓発及びキャパシティ・ビルディング活動、並びに、③モニタリング、情報収集及び調査の三本柱から構成されており、具体的には以下のとおりとのことである。

まず、①IOC は、インテグリティに関する各規程を整備している。IOC はマコリン条約の締約当事者ではないものの、同条約の定めるフォローアップ委員会(同条約 30 条)のオブザーバーに任命されていることから、同条約に完全に準拠した規程を策定している。

次に、②IOC は、教育、啓発及びキャパシティ・ビルディング活動の一環として、例えば、世界各国で、政府関係者やスポーツ団体(IF 及び国内競技連盟(National Federation。以下「NF」という。)を含む。)等を招き、インターポールや各国関係当局等と協働してワークショップ等を開催している。また、IOC は、国内オリンピック委員会(National Olympic Committee。以下「NOC」という。)と連携し、各国のNFにおいて、IOCの作成したインテグリティに関する規程等を確実に認識するよう啓蒙活動等を行っている。加えて、IOC は、IOC のインテグリティに関する理念やメッセージが各国の言語で正しく確実に発信されるよう、競技者やコーチ出身のオリンピックアンバサダーと協働している。

さらに、③IOC は、オリンピック大会等に加え、IF からの要望を受け、サッカーを除くオリンピック競技の主要な大会の不正行為に関してモニタリングしているほか、IBIS(後記(エ)参照)、ホットライン等を通じて情報収集を行い、スポーツ競技の不正操作等が疑われた事案に関する調査を行っている。

以下では、IOC が作成・整備する主要な規程及び IBIS について概説する。

(イ) IOC 倫理規程

IOC の倫理規程である IOC Code of Ethics (以下「IOC 倫理規程」という。)では、スポーツ大会におけるインテグリティ確保に関する規定が整備されている。主要な規定は以下のとおりである。

⁷¹ IOC によれば、選手に対する誹謗中傷対策については、各国の国内法で手当てすべき問題であると考えているとのことである。そのため、本調査では IOC に関してはインテグリティ対策に限定して調査を行った。

- ① オリンピック関係者⁷²は、あらゆる不正行為と闘うことを誓約し、競技におけるインテグリティを確保するために必要な手段を継続的に講じる(7条)
- ② World Anti-Doping Code 及び Olympic Movement Code on the Prevention of the Manipulation of Competitions (オリンピック・ムーブメント規程。後記(ウ)参照)を尊重しなければならない(8条)
- ③ オリンピック関係者が、オリンピック競技に対するスポーツベッティングに参加し、又はスポーツベッティングを支持若しくは推進することを禁止する(9条)
- ④ オリンピック競技大会参加者⁷³は、スポーツ倫理に反して試合の過程又は結果を操作し、フェアプレーの原則に違反し、又は反スポーツ的行為を行ってはならない(10条)
- ⑤ オリンピック関係者は、IOC 倫理規程違反に関するあらゆる情報を、IOC Ethics and Compliance Hotline その他の適切な手段を通じて、IOC Chief Ethics and Compliance Officer に報告しなければならない(18条)

IOC 倫理規程は、IOC 及びその各委員・事務局、並びに、NOC 及びその役員には、いかなるときも、いかなる状況においても、適用される。一方、IF や競技者個人等に対して IOC 倫理規程が適用される時期及び場面は限定されている。すなわち、IF 及び承認団体並びにそれらの役員は、IOC との関係において(のみ)IOC 倫理規程の適用を受ける。また、オリンピック競技大会参加者は、参加資格認定を受けたオリンピック競技大会との関係において、その期間中(のみ)、IOC 倫理規程の適用を受ける。これに対し、NF には、IOC 倫理規程は直接の適用がない。

なお、IOC 倫理規程には、「NOC、IF、承認団体及びオリンピック競技大会の組織委員会は、それぞれの組織における活動のために、IOC 倫理規程の原則と規則に基づく何らかの倫理規程を採用すると誓約するか、又は IOC 倫理規程を採用(援用)すると文書で誓約する」旨規定されている(IOC 倫理規程前文 Scope of Application)。当該規定を受けて、後記(ウ)の各 IF は、IOC 倫理規程に準じた倫理規程を策定している。

(ウ) オリンピック・ムーブメント規程

IOC の Olympic Movement Code on the Prevention of the Manipulation of Competitions (以下「オリンピック・ムーブメント規程」という。)は、全ての競技を不正操作のリスクから守るた

⁷² 「オリンピック関係者(Olympic parties)」とは、IOC 及びその各委員・事務局、NOC、IF、オリンピック競技大会とユースオリンピック競技大会の将来の開催地選定に向けた継続的な対話及び/又は狙いを定めた対話に参加する大会開催に関心を持つ関係者、オリンピック競技大会の組織委員会、オリンピック競技大会参加者、並びに、承認団体を指す(IOC 倫理規程前文)。

⁷³ 「参加者」とは、オリンピック憲章 59.2 条に記載された全ての個人を指し、具体的には、個人の競技者及びチームの競技者、選手団の役員・指導者・その他のメンバー、レフェリー及びジュリーのメンバー、並びに、その他全ての参加資格認定者を指す(IOC 倫理規程の適用規則 オリンピック競技大会における「参加者」の定義)。

めの統合的な規則を全てのスポーツ団体及びそのメンバーに提供することを目的としている。オリンピック憲章(Olympic Charter)に拘束される全てのスポーツ団体⁷⁴は、同規程を尊重しなければならない(同規程 7.1 条)。同規程では、前文において、試合の不正操作によるスポーツ・インテグリティへの脅威の複雑な性質に照らし、スポーツ団体は単独でなく法執行機関及びスポーツベッティング事業者等と協力することが重要である旨が規定されている。

オリンピック・ムーブメント規程では、以下の行為が規程違反とされている(同規程 2 条)⁷⁵。なお、同規程に違反があったと判断された場合には、所轄のスポーツ団体が、違反者に対して、許容される制裁の範囲内(警告から無期限禁止まで)で適切な制裁を科すこととされている(同規程 5 条)。

- ① 自らの競技又は自らが参加資格認定を受けている総合競技大会の何らかの種目に対して賭けを行う行為
- ② 不当な利益を得る目的で、試合の過程・結果の不適切な変更を試みる意図的な調整、行為又は不作為、及び、試合の不正操作等に関して利益を提供、要求、受領等する行為を含む不正な行為
- ③ スポーツを対象とした賭けの目的、試合の不正操作の目的、又は他の不正な目的でインサイダー情報を利用すること、スポーツを対象とした賭け、試合の操作その他の不正な目的で使用する可能性があることが認識できる状況でインサイダー情報を他者に開示すること、及び、インサイダー情報の提供のための利益を授受することを含む不正な行為
- ④ 他者から規程違反行為になり得る行為への勧誘等を受けた者が、関係スポーツ団体、関連する情報開示・通報機関又は関係当局への報告を怠ることや、他者がそのような勧誘等を受けたことを合理的に認識し得た者が、関係スポーツ団体、関連する情報開示・通報機関又は関係当局への報告を怠ること
- ⑤ スポーツ団体による調査に協力せず、又は調査を妨害し遅延させる行為⁷⁶

(エ) IBIS (Integrity Betting Intelligence System)

IOC は、2014 年 1 月以降、IBIS (Integrity Betting Intelligence System) と呼ばれるシステムを運用している。

⁷⁴ 「オリンピック憲章に拘束される全てのスポーツ団体」には、IOC、IF 及び NOC を含むが、これらに限られない。オリンピック憲章では、「オリンピック・ムーブメントに所属する個人および組織は、どのような活動資格であれ、オリンピック憲章の規則に拘束され、IOC の決定に従わなければならない。」と規定されている(オリンピック憲章 1.4 条)。

⁷⁵ 違反行為につながり得る幫助行為も、それ自体が違反行為として取り扱われることになる(オリンピック・ムーブメント規程 2.7 条)。

⁷⁶ IOC は、④及び⑤の行為を違反行為に加えることで、関係者からの迅速な報告や違反行為に関する調査の円滑な実施を担保している。

IBIS は、インテグリティサービス事業者が提供している不正検知システムのようなベッティングモニタリングシステムではなく、各国の競技団体、規制当局、事業者その他の関連団体間での情報・知見の共有や交換を行うためのシステムである。IBIS は、IOC と個別合意を結んだ団体等がメンバーとなっており、各国の規制当局、スポーツベッティング事業者、スポーツベッティング関連業界団体、スポーツくじ団体等に加え、多数の IF が参加している。また、IBIS に参加する NOC も増加しており、我が国からも日本オリンピック委員会(Japan Olympic Committee (JOC))が参加している。

IBIS では、世界各国における多数の競技団体、規制当局、事業者その他の関連団体が参加する枠組みが構築されており、国境に縛られず、広範な情報収集と連携を実現した点に強みと特徴がある。

IBIS における情報共有等の仕組みは、以下のとおりである。IBIS を介して相互に情報や知見の共有又は交換を行うことで、スポーツ競技の不正操作等防止のための調査及び対応措置が実効的に行われている。

- ① 規制当局やスポーツベッティング事業者は、スポーツ競技の不正操作等のオリンピック・ムーブメント規程違反を疑わせる事象に関する警告及び関連情報を発信する。
- ② ①を受け、IOC が情報の取りまとめ・分析を行った上で、当該事象を管轄する IF、NOC 等に情報共有を行う。
- ③ IF、NOC 及び総合競技大会の主催者は、分析結果と対応措置を IOC に報告し、IOC は必要に応じてその情報を警告発信元の規制当局等に共有する。
- ④ IF、NOC 及び総合競技大会の主催者は、特定の大会(のインテグリティ)が脅かされた可能性があるとして判断した場合、IBIS を用いて当該事象に関する何らかの情報がなければ照会することができる。

ウ. IF

前記イ(イ)のとおり、IOC 倫理規程が IF に直接的に適用される時期及び場面は限定されているが、IOC 倫理規程では、Scope of Application において、「NOC、IF、承認団体及びオリンピック競技大会の組織委員会は、それぞれの組織における活動のために、IOC 倫理規程の原則と規則に基づく何らかの倫理規程を採用すると誓約するか、又は IOC 倫理規程を採用(援用)すると文書で誓約する」旨が定められているため、当該規定を受けて、各 IF は、IOC 倫理規程に準じた倫理規程を策定している。

7) FIFA (Fédération internationale de football association)

① ルール等

FIFA の役職員、選手、コーチ及びマッチエージェント⁷⁷その他の代理人(以下「**FIFA 関係者**」という。)を対象とした倫理規程である Code of Ethics (以下「**FIFA 規程**」という。)では、FIFA 関係者が、サッカーの試合や大会等に対する賭け、くじ等に参加し、又は利害関係を持つことを禁止している(同規程 27.1 条、27.2 条)。当該規定に違反した場合、FIFA 関係者は、FIFA から 10 万スイスフラン(約 1,700 万円)以上の罰金及び 3 年間に上限とするサッカー関連活動の停止という制裁が科される(同規程 27.3 条)。

また、FIFA 関係者は、試合の不正操作に関与してはならず、試合の不正操作に関連する行為の働き掛けを受けた場合や、(潜在的な)試合の不正操作に関する情報を得た場合には、速やかに Ethics Committee⁷⁸に報告しなければならない(FIFA 規程 30.1 条)。これらの規定に違反した場合、違反者は、故意過失の有無を問わず、Ethics Committee の判断により制裁⁷⁹が科される(同規程 6.1 条、7.1 条)。

② 教育

FIFA は、加盟団体に対する、試合の不正操作防止等に関するガバナンス教育を実施しているほか、FIFA 関係者個人単位でもインテグリティ確保のための e ラーニングを提供しており、これは一般人も視聴可能である。

③ 調査・モニタリング

FIFA は、法務部内にインテグリティ部門(FIFA Integrity)を設置しており、大会のインテグリティ保護のための予防措置の確立、インテグリティに関する予備調査の実施、インテグリティ・ネットワークを拡大するための様々なパートナーとの連携、加盟団体が独自のインテグリティ対策を展開するための支援等を行っている。

また、前記①のとおり、FIFA 関係者は、試合の不正操作に関連する行為の働き掛けを受けた場合や、(潜在的な)試合の不正操作に関する情報を得た場合、速やかに FIFA へ報告する義務があるほか、FIFA は FIFA 関係者に対して通報用の窓口としてのウェブサイトやスマートフォン用アプリケーションを提供している。当該通報窓口は、一般人からの匿名通報も受け付けており、これらの情報は FIFA Integrity によって一元管理されている。

加えて、FIFA は、2017 年に Sportradar との間でパートナーシップ契約を締結し、Sportradar のベッティングモニタリングサービスを利用している。Sportradar のモニタ

⁷⁷ 他国のサッカー連盟に所属するチームとの親善試合を手配する際に各チームが起用するエージェントのことを指す。FIFA からライセンスを受けた者でなければ就任することはできない。

⁷⁸ FIFA における独立した司法組織の一つであり、倫理規程違反に関する調査を行う調査室と、裁定を行う裁定室に分かれている。

⁷⁹ 制裁の内容は多岐にわたるが、最も重い制裁としては、サッカーに関連するあらゆる活動からの追放が定められている(FIFA 規程 7.1 条(j))。

リングサービスは、ユーザーの賭け行動のパターンを分析することで、試合の不正操作が行われていることを疑わせるような取引を特定しており、特定の試合において不正操作が行われていることを疑わせるような取引が検出された場合に、FIFA に対して警告を発出する仕組みになっている。

これらの監視等の結果、試合の不正操作が疑われた場合、重大な事案については FIFA において調査が実施されることになるが、FIFA の調査権限は限定的であるため、各地の関係当局と連携して調査を行うことが多い。当該調査の結果、何らかの不正が認められた場合は、FIFA 懲罰委員会において違反者に対する処罰が行われるほか、関係当局の判断によっては刑事手続に発展する場合もある。

④ 誹謗中傷対策

FIFA は、本調査実施時点では、選手の誹謗中傷対策に関する特段のルール等を設けていない。

(イ) FIBA (Fédération Internationale de Basketball)

① ルール等

FIBA の参加団体やそれに加盟するクラブ、選手、観客等の FIBA に関与するあらゆる者を対象としたインテグリティ保護規程である FIBA Code of Conduct (以下「**FIBA 規程**」という。)では、FIBA に関与するあらゆる者が、①バスケットボールの試合に対する賭けに関与すること、②試合の過程・結果等进行操作し又は不正な影響を与えること、③利益を受領して試合で賭けの対象となる事象を生じさせ又は生じさせるよう試みること、④利益の見返りとして試合でベストパフォーマンスを発揮しないこと等を禁止している(同規程 147 条乃至 149 条)。その他、⑤スポーツを対象とした賭けに関する内部情報の利用や、賭けに利用され得ると合理的に予測できる状況での内部情報の開示も禁止している(同規程 151 条乃至 153 条)。これらの規定に違反した場合、違反者は、FIBA から警告、罰金、大会への参加禁止、永久追放等の制裁が科される(FIBA 規程 172 条)。

② 教育

FIBA は、独自の取組の一つとして、SWISH プログラムを実施している。SWISH プログラムは、各 NF においてインテグリティや競技規則に関するマネジメントやアドミニストレーションの立場にある者を参加者とする教育・指導プログラムである。SWISH プログラムは、専門家によるプレゼンテーション、ワークショップ、オンライン学習等を通じて、NF から派遣された参加者に対して、FIBA の規則その他の競技ポリシーについて明確に理解させ、インテグリティポリシーその他の主要な規則の遵守の重要性を理解させることを目的としている。

③ 調査・モニタリング

FIBA は、2014 年頃から Sportradar 等のインテグリティサービス事業者との間でパートナーシップ契約を締結し、これらの事業者のベッティングモニタリングサービスを利用している。Sportradar 等のモニタリングサービスは、ユーザーの賭け行動のパターンを分析することで、試合の不正操作が行われていることを疑わせるような取引を特定しており、特定の試合において不正操作が行われていることを疑わせるような取引が検出された場合に、FIBA に対して警告を発出する仕組みになっている。

また、FIBA は、複数のスポーツベッティング事業者との間でパートナーシップ契約を締結し、スポーツベッティング事業者に対してロゴや公式データの利用を許諾する一方で、不正操作に関する監視を義務付けており、不正操作が疑われた場合にはこれらの事業者からも情報提供を受けることになっている。加えて、FIBA のみならず、傘下の各 NF において、スポーツベッティング事業者との間でパートナーシップ契約を締結している事例が存在する。FIBA では、このようなパートナーシップ契約の相手方となるスポーツベッティング事業者のインテグリティ保護体制及びコンプライアンス体制を確保する観点から、当該スポーツベッティング事業者が、①未成年の大会に関するスポーツベッティングやデータビジネスを取り扱わないこと、及び、②FIBA が認めたコンプライアンステストに合格することを条件に、傘下の各 NF との間でパートナーシップ契約を締結することを認めている。

これらの監視等の結果、試合の不正操作が疑われた場合、FIBA は、関係当局やインテグリティサービス事業者等と協力しながら調査を進めていくこととなる。

④ 誹謗中傷対策

FIBA は、本調査実施時点では、選手の誹謗中傷対策に関する特段のルール等を設けていない。FIBA によれば、選手への誹謗中傷の問題はスポーツベッティングの市場動向とは関係なく元から存在するものであり、スポーツベッティングに起因する問題というよりは、面と向かっては言えないことを SNS 等に投稿できる人が増加したという観点からの社会問題と認識しているとのことである。

(ウ) WA (World Aquatics)

① ルール等

WA の役職員、選手、チーム、WA の加盟団体及び大会⁸⁰の開催都市・開催候補都市等の WA の活動に関わる全ての者(以下「WA 関係者」という。)を対象としたインテグリティ保護規程である Integrity Code (以下「WA 規程」という。)では、①あらゆる水中競技試合(当該 WA 関係者が関与しているか否かを問わない。)及び当該 WA 関係者が関与

⁸⁰ WA 及びその関連組織並びに IOC の承認を受けた他のスポーツ団体の規則に則って行われるあらゆる大会、トーナメント、イベント等を指す(WA 規程頭書)。

する多種競技大会における他の競技の試合に対する賭けを行うこと、②試合の操作に関して利益を授受するなどの不正を行うこと、③スポーツを対象とした賭けや試合操作その他の不正な目的での内部情報の利用及び不正な目的による利用に繋がるような第三者への情報開示等を禁止している(同規程 15.1 条)。また、同規程は、対象者がスポーツベッティング事業者等との間で金銭の支払又は利益の提供を伴うビジネス上の関係を有することも禁止している(同規程 16.1 条)。これらの規定に違反した場合、違反者は、WA から警告、けん責、大会等への参加資格停止等の制裁⁸¹が科される(同規程 33.1 条)。

②教育

WA によれば、WA は、WA の一機関としてインテグリティの保護体制の監視や WA 規程の執行を行う Aquatics Integrity Unit (以下「AQIU」という。)⁸²において、選手に対する多数のワークセッションを実施しており、プロモーション活動の実施における留意点、第三者から試合の不正操作や内部情報の開示を持ちかけられたときの対応等について指導を行っているとのことである。

③調査・モニタリング

WA によれば、WA は、AQIU において、(違法か否かを問わず)スポーツベッティング市場における試合の不正操作が疑われる不正な取引等の監視を行っているとのことである。また、AQIU 内に内部通報窓口を設置するほか、警察当局及び他の IF と協同するなどの手段を用いて、WA 規程への違反に関する情報収集を行っているとのことである(同規程 19 条参照)。当該監視等の結果、同規程違反が認められた場合は、違反者に対する処罰が行われるほか、事案によっては各国の連盟や警察への通報等を行っているとのことである。

④誹謗中傷対策

WA によれば、前記③のとおり、AQIU は警察当局及び他の IF と協同するなどの手段を用いて、WA 規程への違反に関する情報収集を行っているが、このような情報収集の過程で、選手等に対する誹謗中傷が発見された場合は、事案によっては各国の連盟や警察への通報等を行っているとのことである。

⁸¹ 制裁の内容については、後記②の AQIU に広範な裁量を与えられている(WA 規程 33.1 条(g))。

⁸² AQIU は、WA の一機関であるが、その運営は WA から独立しており、最高決定機関である監督評議会の統括の下、最高倫理・コンプライアンス責任者、裁定機関、調査機関及びアンチ・ドーピング諮問機関という 4 つの組織に分かれてインテグリティの確保に努めている。

第3 海外における我が国スポーツコンテンツの魅力向上に資する取組

1. 総論

「みる」スポーツの更なる拡大のためには、国内市場だけでなく積極的に海外市場における需要を取り込んでいくことが重要である。既に一部のスポーツ団体では、データやデジタル技術を活用するなどの DX の推進を通じて国際展開を行っているところであり、今後も DX の活用等により、海外において我が国のスポーツコンテンツの魅力向上を推進できると考えられる。そのため、本調査では、海外販売の実績を有する主要なスポーツ団体等にヒアリングを実施し、各海外販売の取組内容について調査を行った⁸³。

2. PLMにおける放映権の海外販売

プロ野球の場合、セ・リーグ及びその構成球団とパ・リーグ及びその構成球団との間では野球協約が締結されており、同協約において「放送許可権」として、各球団はそれぞれのホームゲーム(主催試合)について、「ラジオ放送及びテレビジョン放送・・・、有線放送並びにインターネット及び携帯電話等を利用した自動公衆送信・・・を自由に許可する権利を有する」と規定されている(同協約 44 条)。

もともと、パ・リーグでは、パ・リーグ 6 球団主催試合の放映権(テレビ放送等に関する放映権のほか、インターネット放送等に関するストリーミングの配信権を含む。)については、パ・リーグ 6 球団が共同出資した PLM が一括で海外販売を行っている。具体的には、PLM が、放映権を有しているパ・リーグの全球団から個別にライセンスの付与を受けた上で、全試合を一括のパッケージとして、現地放送・配信事業者に対して放映権を販売している。PLM によれば、海外市場においては、あらゆるデバイスによる視聴に関しても需要が存在するため、通常はテレビに限らず、あらゆるデバイスでの放送・配信を対象とする放映権の販売を行っているとのことである。なお、本調査実施時点において、当該販売に関しては代理店等の関与はないとのことである。

PLM によれば、PLM による海外販売先としては米国、カナダ、台湾等が挙げられるが、最も市場規模が大きいのは台湾とのことである。PLM は、FOX Sports 台湾との間で、2016 年から 3 年間の放映権の販売契約、2019 年から 3 年間の放映権の販売契約をそれぞれ締結した。その後、FOX Sports が台湾から撤退したことに伴い、一時中断したものの、2022 年、ELEVEN SPORTS 台湾との間で、2026 年までの 5 年間の放映権の販売契約を締結した。その後、本調査実施時点では ELEVEN SPORTS を買収した DAZN に契約が承継されて

⁸³ 放映権については、各スポーツにおけるチームが放映権を海外販売するケースも存在するが、本調査ではリーグ所属の全チームに関連するコンテンツを一括して海外販売する事例に限定して調査を行った。また、肖像権の販売については、ゲーム等に関する肖像等利用のケースも存在するが、本調査では写真やグッズに関する肖像等利用に限定して調査を行った。

いるとのことである。もっとも、本調査実施時点において、PLM における放映権の海外販売の市場は全体としてまだ大きくはないとのことである。

3. Jリーグにおける放映権・肖像権の海外販売

(1) 放映権の海外販売

Jリーグは、Jリーグ規約において、リーグに全ての「公式試合の公衆送信権」が帰属すると規定され、ここに「テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利」が含まれるものとされている(同規約 119 条 1 項)。

Jリーグでは、本調査実施時点で、下表のとおり、アジアを中心に海外約 20 か国においてJリーグの試合の放映権を販売している⁸⁴。

国・地域	放送・配信事業者	対象大会
香港	TVB myTV SUPER	明治安田 J1 リーグ
中国	K-BALL Penguin Sports TianjinTV	明治安田 J1 リーグ 明治安田 J2 リーグ
マカオ	TDM	明治安田 J1 リーグ
オーストラリア	Optus	明治安田 J1 リーグ
タイ	SIAMSPORT on AIS Play PPTV BG SPORTS	明治安田 J1 リーグ
	BG SPORTS	明治安田 J3 リーグ
インドネシア	PSJ TV	明治安田 J1 リーグ
ドイツ、スイス、 オーストリア、ガーナ	Sportdigital	明治安田 J1 リーグ
バングラデシュ、ブータン、 インド、モルディブ、 ネパール、パキスタン、スリランカ、 アフガニスタン	Fancode	明治安田 J1 リーグ
ナイジェリア	Sporty TV	明治安田 J1 リーグ
全世界	J.LEAGUE International	明治安田 J1 リーグ

⁸⁴ Jリーグウェブサイト(https://www.jleague.jp/corporate/activities/various_rights/, 2024 年 2 月 29 日最終閲覧)参照。

(日本・放映権販売地域等を 除く)	(YouTube チャンネル)	
全世界 (日本を除くニュース権 ⁸⁵)	SNTV	明治安田 J1 リーグ

Jリーグにおける放映権の海外販売の歴史は長い。従前、海外販売に際しては、放映に関する全ての権利を一括して特定の代理店や現地放送・配信事業者に対して販売していた。例えば、Jリーグは、2020～2022年シーズンにおける海外放映権については、日本と中国を除く全世界を対象として電通、中国を対象としてChina Sports Mediaとの間でそれぞれ販売契約を締結していた⁸⁶。その後、本調査実施時点では、前記表のとおり、海外市場の状況を的確に把握し、タイムリーにアクションを起こすため、Jリーグができるだけ現地放送・配信事業者と直接コミュニケーションを取れるような関係構築を図り、その結果、Jリーグが現地放送・配信事業者に対して個別に放映権を販売している。その際、海外市場においては、国によって環境が異なることから、通常はテレビに限らず、あらゆるデバイスでの放送・配信を対象とする放映権の販売を行っている。なお、現地放送・配信事業者による放映がない地域においては、将来的な放映権の価値向上に向けて、YouTubeを配信するなどして露出を確保すると同時に、現地の潜在的ファンの可視化と掘り起こしに努めている。

Jリーグによる海外販売先は前記表のとおりであるが、市場規模が大きい国としては、中国、タイ、香港及びオーストラリアが挙げられるとのことである。もっとも、本調査実施時点において、Jリーグにおける放映権の海外販売の市場は全体としてまだ大きくはないとのことである。

(2) 肖像権の海外販売

選手の肖像権は本来的には選手本人に帰属する権利であると解されている。もっとも、Jリーグの場合、Jリーグに所属するクラブと選手との間で締結される選手契約(統一契約書)において、クラブが当該契約の義務履行に関する「選手の肖像等を利用してマーチャンダイジング(商品化)を自ら行う権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる」旨が規定されている(同契約8条1項、3項)。また、Jリーグ規約では、Jリーグは、クラブ所属の選手等の肖像等「を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用することができる」旨、及びJリーグは当該「権利を第三者に許諾することができる」旨が規定されている(同規約127条1項、2項)。

⁸⁵ 試合の結果報道を目的とした映像の利用に係る権利を指す(Jリーグウェブサイト(https://aboutjleague.jp/corporate/services/vidoutil/?_ga=2.49500260.351173974.1715853000-1771340734.1715737252#v_1%EF%BC%89, 2024年2月29日最終閲覧)参照。)

⁸⁶ Jリーグウェブサイト(<https://www.jleague.jp/news/article/15638/>, 2024年2月29日最終閲覧)参照。

Jリーグにおける肖像権の海外販売としては、①Getty ImagesによるJリーグ公式写真の販売、②共同通信イメージズによるJリーグ公式写真の販売(2024年シーズンより開始)、③JリーグによるJリーグ公式写真の販売の3通りの商流が存在する。上記①②はいずれも、国内販売・海外販売共通の販売態様であり、各社の画像・映像検索データベースからコンテンツを検索して購入することができる仕組みとなっている。

4. Bリーグにおける放映権・肖像権の海外販売

(1) 放映権の海外販売

Bリーグは、Jリーグと同様に、Bリーグ規約において、リーグに全ての「公式試合の公衆送信権・送信可能化権」が帰属すると規定され、ここに「テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信・送信可能化を行う権利」が含まれるものとされている(同規約105条1号)。

Bリーグでは、日本バスケットボール協会(Japan Basketball Association (JBA))、Bリーグ及びジャパン・バスケットボールリーグ(B3リーグ)が共同で設立したバスケットボール・コーポレーションにおいて、JBA主催試合やBリーグの試合に関する放映権の海外販売を行っている。具体的には、Bリーグによれば、本調査実施時点で、3か国(フィリピン、インドネシア及び韓国)においてBリーグの試合の放映権を販売しているとのことである。また、2024年に開催されたオールスターゲームについては、無償での販売も含め、下表の国において放映権を販売している⁸⁷。

国・地域	放送・配信事業者	対象大会
フィリピン	Cignal	B.LEAGUE ASIA RISING STAR GAME B.LEAGUE ALL-STAR GAME
インドネシア	TVRI	B.LEAGUE ASIA RISING STAR GAME B.LEAGUE ALL-STAR GAME
台湾	VideoLand	B.LEAGUE ASIA RISING STAR GAME B.LEAGUE ALL-STAR GAME
韓国	Naver	B.LEAGUE ASIA RISING STAR GAME
中国	FIBA China	B.LEAGUE ASIA RISING STAR GAME
シンガポール	Singtel	B.LEAGUE ASIA RISING STAR GAME

⁸⁷ Bリーグウェブサイト(https://www.bleague.jp/news_detail/id=356916, 2024年2月29日最終閲覧)参照。

タイ	True Vision	B.LEAGUE ASIA RISING STAR GAME
マレーシア	Astro	B.LEAGUE ASIA RISING STAR GAME

Bリーグによれば、放映権の海外販売に際しては、代理店等を関与させる場合もあるものの、基本的にはバスケットボール・コーポレーションが現地放送・配信事業者に対して放映権を販売することが多いとのことである。例えば、2023～2024年シーズンにおけるフィリピン国内でのケーブルテレビに関する放映権については、バスケットボール・コーポレーションがSolar Entertainment Corporationとの間で販売契約を締結している⁸⁸。また、現地放送事業者がインターネット放送等も手がけている場合には、あらゆるデバイスでの放送・配信を対象とする放映権の販売を行っているケースも存在するとのことである。

Bリーグによる海外販売先は前記表のとおりであるが、Bリーグによれば、本調査実施時点において、Bリーグにおける放映権の海外販売の市場は全体としてまだ大きくはないとのことである。

(2) 肖像権の海外販売

選手の肖像権は本来的には選手本人に帰属する権利であると解されている。もっとも、Bリーグの場合、Jリーグと同様に、Bリーグに所属するクラブと選手との間で締結される選手契約(統一契約書)において、クラブが当該契約の義務履行に関する「選手の肖像等を利用してマーチャンダイジング(商品化)を自ら行う権利を専有し、また協会、リーグその他の第三者に対して、その権利を許諾することができる」旨が規定されている(同契約 8条 1項、3項)。また、Bリーグ規約では、Bリーグは、「クラブに所属する選手等の肖像等を包括的に用いる⁸⁹場合に限り、これを無償で使用することができる」旨、及びBリーグは当該「権利を第三者に許諾することができる」旨が規定されている(同規約 110条 1項、2項)。

Bリーグの場合にはこれに加えて、Bリーグ規約上、クラブは所属選手の肖像等及び肖像等を使用した商品化権を専有する旨、並びに、Bリーグは、「Bリーグのマーク等とともに、単一のもしくは複数のBクラブに所属する選手等の肖像等を使用して商品を製造・販売する場合、…当該Bクラブは、Bリーグに対して、当該Bクラブに係る商品化権をサブライセンス権付でライセンスする」旨が規定されている(同規約 109条の2第2項、第3項)。

Bリーグでは、バスケットボールコーポレーションにおいて、選手の肖像等を利用したオフィシャルグッズの海外販売等を行っている。Bリーグによれば、例えば過去には、フィリピンで開催されたイベント等において、フィリピン出身の選手全員をのせたTシャツや、ファンの希望する選手をのせたTシャツ等の販売を行っているとのことである。

⁸⁸ Bリーグウェブサイト(https://www.bleague.jp/media_news/detail/id=335634, 2024年2月29日最終閲覧)参照。

⁸⁹ 3名以上での利用が該当する旨規定されている(Bリーグ規約 110条 1項)。

もともと、こうした肖像権を用いたグッズ販売はイベントごとに実施しており、継続的には実施していないとのことである。

5. 今後の方向性

前記 2.乃至 4.のとおり、ヒアリングを実施した各スポーツ団体等においては、リーグ所属の全チームの試合をパッケージとした放映権の海外販売に関する取組が行われているものの、市場規模自体は小規模に留まっている例が多いようである。この点については、例えば、海外のスター選手が日本のリーグで活躍することにより、当該選手の母国に放映権を販売できるようになる事例があること等に鑑みると、まずはリーグやチーム等のスポーツ団体が海外のファンを獲得する視点を持って、各スポーツにおけるコンテンツの魅力拡大を検討することが不可欠であり、それにより市場規模の拡大が期待できると考えられる。

また、肖像等を利用した商品(写真やグッズ)の海外販売に関しては、放映権の海外販売とは異なり、現状大きな商流が存在しているわけではなく、新しい商流や既存の商流を拡大するビジネスモデルを模索している段階のようであった。DX の推進を通じた国際展開を行う観点からは、NFT 等の DX を活用したコンテンツを取り入れるなど、さらなるビジネスモデルの展開が期待される。

以 上